

はじめに	1
第1章 学校プール施設と水泳授業の現状と課題	1
1 学校プール施設の現状と課題	1
(1) 施設・水質等の基準等について	2
① 「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」	2
② 「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」	2
③ 「学校環境衛生基準」	2
④ 「プールの安全標準指針」	3
⑤ 「八潮市立小中学校プール管理規定」	3
(2) 学校プール施設の現状について	3
(3) 老朽化について	4
(4) 維持管理費について	6
① 修繕等	6
② 年間の保守管理費	7
(5) 学校における管理について	7
① 清掃	7
② 始業前点検	7
③ 日常管理	8
2 水泳授業と部活動の現状と課題	9
(1) 水泳授業の基準等について	9
① 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領	9
② 小学校学習指導要領 解説・中学校学習指導要領 解説	9
③ 埼玉県小学校教育課程編成要領・埼玉県中学校教育課程編成要領	10
(2) 水泳授業の現状について	10
① 授業時数	10
② 指導内容	12
③ 指導体制	13
(3) 部活動について	13
(4) 泳力について	13

次回：水泳授業等のアンケート結果（全小中学生・教員・保護者）

第2章 学校外のプール施設の活用	15
1 学校外のプール施設の活用	15
(1) 市営プールについて	15
(2) 民間プールについて	15
① 民間プールの設置状況	15

② 民間プールの位置図	16
① 民間プール事業者における水泳授業の受託の可能性等	17
(3) 学校外プールを活用した水泳指導の試験実施について	18
① 試験実施の概要	18
② 指導内容	20
(ア) 民間事業者の役割	20
(イ) 教員の役割	20
③ 学校からプール施設までの引率	20
④ 委託経費	20
⑤ 試験実施後のアンケートの結果	21
(ア) 児童対象アンケート	21
(イ) 保護者対象アンケート	27
(ウ) 教職員対象アンケート	31
⑥ 成果と課題	37
(ア) 成果	37
(イ) 課題	37
第3章 他自治体の取り組み	38
(1) 全国の自治体の取り組み	38
① 公共プールの活用	38
② 民間プールの活用（水泳授業の業務委託）	38
③ 学校プールの共同利用	38
④ 学校プールヘインストラクター指導派遣（プールの維持管理業務含む）	38
⑤ 新たな学校プール（温水）を設置し共同利用	39
⑥ プール授業の廃止	39
⑦ 複数の取り組みを実施	39
(2) 県内の自治体の取り組み	39

次回

第4章 今後のプール授業等の検討

- ① 公共プールの活用
 - ② 民間プールの活用（水泳授業の業務委託）
 - ③ 学校プールの共同利用
 - ④ 学校プールヘインストラクター指導派遣
（プールの維持管理業務含む）
 - ⑤ 新たな学校プール（温水）を設置し共同利用
 - ⑥ プール授業の廃止
- など各活用のコスト比較やメリット・デメリットを踏まえ検討

第5章 本市の水泳授業や学校プール施設の在り方

- ① 水泳授業に対する基本的な考え方
- ② 学校プール施設の在り方 等を含め考え方を整理

はじめに

学校において水泳学習が導入された背景は、1950年代の水難事故の多発です。

戦後の日本では水難事故が多発しており、子どもたちの水泳能力の向上が命を守るために重要とされました。これを受けて、1955年の学習指導要領において、全国の小中学校に対してプールの設置と水泳授業の実施が明記されました。

文部科学省の「水泳指導の手引（三訂版）」によると、水泳授業の趣旨、目的は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」であり、水泳は生命にかかわる学習であることから、本市では水泳授業が重要であると考えています。

一方で、教職員の働き方改革や負担軽減が求められる中、学校プール施設の管理業務等が学校や教職員にとって過度な負担になっている状況も見受けられます。具体的には、早朝からの水温検査や薬剤投与・水質管理、天候不順等による水泳授業の中止の判断や授業の組換え等が挙げられます。併せて、限られた人員体制で児童生徒の安全を確保しながら授業を実施する教職員の精神的負担も課題として挙げられます。

また、近年では、プールの給水栓や排水栓の閉め忘れによって、特定の教職員等が損害賠償の責任を負う事案が全国的に相次いで発生しました。これを受け、教育現場の効率化と教職員の本来の職務への集中を促進することを狙いとし、令和6年7月には、文部科学省より「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」が発出されたところです。

学校プールは、耐用年数が30年程度とされていますが、水泳での使用は夏季の短い期間のみに限定されています。市内小・中学校のプールにおいて老朽化が進んでおり、近年では、塗装等の劣化や設備機器の不具合も発生し、使用期間に対して適切な維持補修や改修等に係る財政的な負担も大きくなっています。プール施設の係る費用対効果、また、将来的な財政上の負担を考慮すると、学校のプール施設そのものの在り方についても見直す必要があります。

こうしたことから、将来にわたって児童・生徒にとって安全で質の高い水泳授業を実施していくため、水泳指導などのソフト面、施設の老朽化などのハード面における現状と課題を整理した上で、今後の本市の水泳授業や学校プール施設の在り方に関する指針として「八潮市立小・中学校の水泳授業及び学校プール施設の在り方に関する基本方針（以下「方針」という。）」を策定するものです。

1 学校プール施設の現状と課題

学校プールのプール槽やプール設備は、これまで各種修繕を行っており、適宜、老朽化等への対応を行っておりますが、利用期間が限定的であるため、更衣室やトイレなどプール付帯施設の整備は、校舎、屋内運動場等に比べて優先度が低く、積極的な機能改善等の整備は行っていません。

また、プール槽の劣化を防ぐため常時、水をためておく必要があることや、水の入れ替えには多額の費用を要することから、プールは他の施設に比べて、頻繁に点検を行うことができないため、使用開始直前の清掃時に不具合が見つかることが多く、その都度、応急対応を行っている状況です。

(1) 施設・水質等の基準等について

① 「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」（平成14年3月29日 文部科学省令）

学校教育法第三条の規定に基づき定められた「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」では、学校を設置するのに必要な最低の基準とされる施設として、校舎、運動場、体育館を備えるものとしていますが、プールの設置については示されていません。

② 「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（平成4年3月31日作成 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したものです。

プール施設では、「第3章 平面計画」において屋内プールについて、必要な規模を確保すること、通風、換気及び自然採光を十分確保することのできる位置に計画すること、更衣室、便所、シャワー室等の附属施設と一体的に計画することが重要であるとされています。また、「第4章 各室計画」、「第5章 詳細設計」、「第6章 屋外設計」にも屋内・屋外プールの必要な施設機能が明記されています。

③ 「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日施行 文部科学省告示）

学校保健安全法第六条第1項の規定に基づき定められたもので、「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」として水質、施設・設備の衛生状態について、検査項目と基準が定められています。また、「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」のうち、水泳プールの管理としてプールの水等及び附属施設・設備等について、基準が定められています。

④ 「プールの安全標準指針」（平成１９年３月２９日 文部科学省・国土交通省）

プールの排（環）水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項について、国の技術的助言として取りまとめられたものです。学校施設以外に、社会体育施設、都市公園内プールなども適用範囲とされています。プールの安全利用のための施設基準として、プール全体や、排（環）水口について、また、事故を未然に防ぐ安全管理として、安全管理上の重要事項、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時の対応、監視員等の教育・訓練、利用者への情報提供について、指針が示されています。

⑤ 「八潮市立小中学校プール管理規定」（昭和４０年９月９日 教委規程第１号）

本市の小中学校のプールにおける衛生保持並びに維持管理の適正を図ることを目的とするもので、管理責任者は校長があたることのほか、管理基準として、プールの水は、水道水を使用して常に清浄に保つとともに、開場期間中どの部分においても遊離残留塩素を 0.4mg/l 以上、 1.0mg/l 以下（結合残留塩素の場合は 1.0mg/l 以上）に保持するように塩素消毒を行うことや使用規則を各プールごとにつくり、これによって運営管理に当たることなどが示されています。

（２）学校プール施設の現状について

本市の小中学校１５校には、すべての学校にプールが設置されており、八潮中学校は平成３年に、大原中学校は平成１４年にプール施設の更新を行っております。

また、令和９年度には、花桃小学校が開校する予定で、市内で初となる校舎屋上プールが設置される予定です。

図表 1 学校プールの設置状況（R8.4.1現在）

学校名	建設 年度	経過 年数	プール槽 の構造※1	長さ (m)	幅 (m)	コース 数※2	設置 場所
八條小学校	S41	60	RC	25	15	6	屋外
潮止小学校	S50	51	RC	25	15	6	屋外
八幡小学校	S48	53	RC	25	13.6	6	屋外
大曽根小学校	S45	56	SUS	25	15	6	屋外
松之木小学校	S50	51	S	25	13	6	屋外
中川小学校	S50	51	S	25	13	6	屋外
八條北小学校	S51	50	S	25	13	6	屋外
大瀬小学校	S52	49	S	25	13	6	屋外
大原小学校	S53	48	Al	25	13	6	屋外
柳之宮小学校	S54	47	Al	25	13	6	屋外
花桃小学校（予定）	R9	—	SUS	25	10	6	屋上
八潮中学校	H3	35	SUS	25	13	6	武道場の上
大原中学校	H14	24	SUS	25	15	7	屋外
八條中学校	S52	49	S	25	15	7	屋外
八幡中学校	S53	48	S	25	15	7	屋外
潮止中学校	S55	46	Al	25	15	7	屋外

※1 RC = 鉄筋コンクリート造 S = 鉄骨造
SUS = ステンレス剛 Al = アルミ造

※2 小学校のコース数は、5コース＋低学年用1コース

（３）老朽化について

プールの耐用年数は、概ね３０年とされていますが、市内の小中学校のプールは、最も古い八條小学校（６０年経過）をはじめ、大原中学校以外は、設置から３０年以上経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。また、塩素による鉄部の腐食や、直射日光（紫外線）による影響で、劣化が進みやすくなっています。

特に、プール槽、プールサイド、給排水管やろ過機等の設備機器の老朽化は顕著であり、随時、修繕・改修を行っています。こうした老朽化は、けがのリスク増加、授業への支障、突発的な使用停止に繋がる恐れがあります。

近年では、給排水管やろ過装置の水漏れも増加している状況です。

八條小学校 プール壁亀裂



潮止小学校 プール床劣化



潮止小学校 シャワー手すり劣化



中川小学校 機械室壁 湿気による歪み



松之木小学校 シャワー壁劣化



大瀬小学校 プールサイド劣化



(4) 維持管理費について

① 修繕等

学校プール施設の修繕・改修費用については、平成28年度から令和7年度までの10年間の平均で約525万円の費用を要しています。主に、プール本体ではプールサイドの改修やプール槽の補修工事、設備では、管関係（漏水）やろ過機の改修が増加しています。

図表2 学校プールの修繕改修費

(単位：円)

年 度	小学校	中学校	年間合計
H28	2,182,614	779,803	2,962,417
H29	2,797,692	521,100	3,318,792
H30	11,771,028	1,535,868	13,306,896
R1	207,400	291,060	498,460
R2	62,700	1,903,480	1,966,180
R3	4,169,737	1,307,900	5,477,637
R4	4,596,515	7,315,000	11,911,515
R5	1,559,800	2,528,460	4,088,260
R6	921,140	3,685,990	4,607,130
R7	1,559,690	3,009,380	4,569,070
10年間合計	29,828,316	22,878,041	52,706,357
10年間平均	2,982,832	2,287,804	5,270,636
1年間1校 あたり	298,283	457,561	755,844

図表3 学校プールの部位別修繕件数及び改修費

(単位：円)

	プール槽・サイド関係		ろ過機関係		管関係（漏水）		付属建屋関係	
	件数	改修費	件数	改修費	件数	改修費	件数	改修費
R3	4	1,201,717	8	2,511,300	5	809,600	4	955,020
R4	4	1,534,500	3	1,309,000	12	8,515,815	3	552,200
R5	1	66,000	6	1,831,500	5	1,930,500	7	260,260
R6	4	1,135,200	4	1,005,290	7	1,849,100	8	617,540
R7	1	492,800	4	1,900,580	3	908,600	7	1,267,090
5年間 合計	14	4,430,217	25	8,557,670	32	14,013,615	29	3,652,110

② 年間の保守管理費

学校プールの維持管理には、保守点検や水質検査のための委託料、水質維持のための薬剤・測定試薬購入費、水道代などがあり、令和5年度から令和7年度の平均では、年間約780万円の費用がかかっています。

図表4 学校プールの維持管理に要する費用（過去3年の実績）

※修繕・工事は除外、八幡小学校はR6から授業委託のため除外しています。

（単位：円）

	水道使用料	プール薬品代	浄化槽点検費	ろ過機点検費	合 計
R5	5,560,571	1,730,025	220,587	495,000	8,006,183
R6	5,108,661	1,795,272	220,587	462,000	7,586,520
R7	6,635,751	2,456,317	261,490	539,000	9,892,558
平均	5,768,328	1,993,871	234,221	498,667	8,495,087

（5）学校における管理について

① 清掃

学校プールは防火水槽の役割を兼ねているため、水泳期間終了後も水を入れたままとし、水泳期間開始前の5月から6月にかけて教職員や児童生徒等によりプール槽等の清掃を行っています。

② 始業前点検

水泳授業開始前の5月から6月にかけて、専門業者によるろ過機の点検を行っており、シーズン終了後にも点検を行っています。

また、「プールの安全標準指針」に基づき、教職員が施設・設備の点検を行っています。特に、吸い込み事故防止のため、排（環）水口の点検については注意を払って行っています。

③ 日常管理

学校プールの日常管理は、「学校環境衛生基準」、「プールの安全標準指針」、「水泳指導の手引き」に基づき、プール使用時期には、教職員が異物の撤去や施設の破損等の確認を行うとともに施設（特に排・環水口）の点検や、塩素の注入、気温・水温・遊離残留塩素濃度等を測定し、水質管理を行い、管理日誌に記録し保管しています。

また、授業時には水質管理のほかに児童生徒の安全確保、放課後には水質管理とろ過機の洗浄等の施設管理を行っています。さらに、それらの記録をすべて管理日誌に記載しています。

図表5 管理日誌の例（潮止小学校）

月 日 曜日 天候【 】 記入者【 】									
朝	☆水道水	m ³	気温	℃	☆透明度	線が 見える ・ 見えない	洗浄	実施	
	☆残留塩素	mg/L	水温	℃	☆PH		☆Mライト	kg	初・別 可・否
時	残留塩素		使用学級・人数				排水溝 確認有	気温・水温・投入量	
1	mg/L	人	人	人	人			気温 ()℃	
	指導者(監視者)にOI							水温 ()℃	
								Mライト ()kg	
2	mg/L	人	人	人	人			気温 ()℃	
	指導者(監視者)にOI							水温 ()℃	
								Mライト ()kg	
3	mg/L	人	人	人	人			気温 ()℃	
	指導者(監視者)にOI							水温 ()℃	
								Mライト ()kg	
4	mg/L	人	人	人	人			気温 ()℃	
	指導者(監視者)にOI							水温 ()℃	
								Mライト ()kg	
昼	5時間目前 ☆透明度 線が 見える ・ 見えない						実施		
	塩素()mg/L	気温()℃	水温()℃	Mライト()kg			可・否		
5	mg/L	人	人	人	人			気温 ()℃	
	指導者(監視者)にOI							水温 ()℃	
								Mライト ()kg	
6	mg/L	人	人	人	人			気温 ()℃	
	指導者(監視者)にOI							水温 ()℃	
								Mライト ()kg	
放課後	☆水道水	m ³	☆透明度 線が 見える ・ 見えない				洗浄		
	☆残留塩素	mg/L	☆PH		☆Mライト	kg	初・別		
★Mライト基本投入量 朝 1kg (1袋) 放課後 0.5kg (半袋) ~ 1kg (1袋) ※残留塩素濃度測定後、投入する。0.4~1.0 mg/Lを保つようにする。 ★必ず毎時間排水溝の確認を行う。確認者の名前を記入。 ★放課後点検後、最終確認者を記入し、体育主任に提出してください。									
				最終確認者	体育主任	教頭	校長		

2 水泳授業と部活動の現状と課題

本市では、現在、八幡小学校を除く各学校プールで教職員が水泳指導を行っています。授業の際には、水泳指導と同時に安全管理に注意を払う必要があり、常にプールサイドや水中から監視を行っています。水泳指導については、泳力の個人差も大きく個別的な指導のほう
が効果的な場合もありますが、学校の限られた人員においては、同時一斉指導が中心となっ
てしまい、一人一人の能力にあった指導が困難な状況にあります。

また、その他の課題として、各学校に設置してある屋外プールでは、直射日光による日焼
けや、周囲からののぞきなどの不安の声も聴かれます。そのため、プールサイドへの日よけ、
目隠しの設置といった対応を行っています。

さらに、水泳指導を実施する6月、7月、9月は梅雨時期や台風シーズンと重なっている
ことから雨天も多く、近年の気候変動により、猛暑やゲリラ豪雨といった事象が以前よりも
発生するようになってきています。これにより各学校に設置している屋外プールでの計画的
な授業実施が困難になっており、予定していた授業時数を確保できない場合があります。

なお、令和8年度現在、大原中学校の1校で水泳部があります。

(1) 水泳授業の基準等について

① 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領（平成29年告示）

小学校は2学年ごとのまとまりで、低学年・中学年・高学年で指導内容が示されていま
す。低学年では、水に慣れる遊びや浮く・もぐる遊びなどの水遊び。中学年では、浮いて
進む・初歩的な泳ぎなどの水泳運動。高学年では、クロールや平泳ぎを続けて長く泳ぐな
どの水泳運動となります。

中学校は、中学1年生と2年生のまとまり、中学3年生で指導内容が分かれています。
中学1・2年生では、クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライの泳法を身に付けること。
また、スタートとターンについても指導することになっています。中学3年生では、中学
1・2年生までの指導内容に加えて複数の泳法で泳ぐことやリレー内容が加えられていま
す。

② 小学校学習指導要領 解説・中学校学習指導要領 解説（平成29年告示）

小学校では、「適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を
取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については必ず取り上げる」
とあり、また、「水遊び」及び「水泳運動」を扱わないことのできる条件としては、「学
校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合が挙げられる」とされていま
す。中学校についても同様の取扱いとなっています。

なお、着衣水泳についても、小学校第5学年及び第6年、中学校各学年において、各学
校の実態に応じて取り扱うこととされています。

③ 埼玉県小学校教育課程編成要領・埼玉県中学校教育課程編成要領（平成30年3月）

「指導計画作成のための資料」において、学習指導要領に基づく指導内容の取扱い等や、時間数について記載されています。小学校では、第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年の内容の取扱いについて、「いずれかの学年で指導することもできる」とされ、領域別時数については、各学年10時間と例示されています。中学校では、「適切な水泳場の確保が困難な場合には、取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げる。保健分野の応急手当との関連を図ること。」とされ、分野・領域配当時間については、学校規模や特色等により数例が示されており、第1学年・第2学年は各8～10時間、第3学年は10～14時間と例示されています。

（2）水泳授業の現状について

① 授業時数

学習指導要領には、水泳学習の時数に関する規定はないため、各学校で実態に応じて年間計画を作成しています。したがって、市内の小中学校の水泳学習の時数は学校によって違いがあります。

令和7年度の水泳授業の実施状況については、「図表6」のとおり、計画では、平均で小学校が約8.5時間、中学校が約10.9時間、この計画時数の中には、着衣水泳の時数も含まれています。また、実施時数は、平均で小学校が約7.3時間程、中学校が約9.7時間となっています。

図表6 令和7年度市内小学校における水泳授業の実施状況

(単位：時間)

学校名	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
八條小学校	計画	8	8	8	8	8	8	8	56
	実施	8	8	7	7	8	8	8	54
	中止			1	1				2
潮止小学校	計画	8	8	8	8	8	8	4	52
	実施	6	6	6	6	6	6	3	39
	中止	2	2	2	2	2	2	1	13
八幡小学校 (おざわスイミング スクール)	計画	8	8	8	8	8	8	8	56
	実施	8	8	8	8	8	8	8	56
	中止								0
大曽根小学校	計画	10	10	9	9	8	8	6	60
	実施	10	10	9	9	8	8	6	60
	中止								0
松之木小学校	計画	8	8	8	8	8	8	8	56
	実施	8	8	8	8	8	8	8	56
	中止								0
中川小学校	計画	10	10	10	10	10	10	0	60
	実施	10	8	8	10	6	8	0	50
	中止		2	2		4	2		10
八條北小学校	計画	8	8	8	8	8	8	8	56
	実施	8	8	8	8	8	8	8	56
	中止								0
大瀬小学校	計画	10	10	10	10	10	10	10	70
	実施	10	10	10	10	10	10	10	70
	中止								0
大原小学校	計画	10	10	10	10	10	10	10	70
	実施	7	5	5	7	5	7	5	41
	中止	3	5	5	3	5	3	5	29
柳之宮小学校	計画	8	8	8	8	8	8	8	56
	実施	3	4	5	4	4	3	3	26
	中止	5	4	3	4	4	5	5	30
合計	計画	88	88	87	87	86	86	70	592
	実施	78	75	74	77	71	74	59	508
	中止	10	13	13	10	15	12	11	84
平均	計画	8.8	8.8	8.7	8.7	8.6	8.6	7	8.5
	実施	7.8	7.5	7.4	7.7	7.1	7.4	5.9	7.3
	中止	1	1.3	1.3	1	1.5	1.2	1.1	1.2

※ 中止時間がある学校は、熱中症警戒アラートの発令や天候不良によるものです。

※ 柳之宮小学校は、水質検査の結果が出てから、プール授業を開始したため実施回数が減少したものです。

図表7 令和7年度市内中学校における水泳授業の実施状況

(単位：時間)

学校名	区分	1年	2年	3年	特支	合計
八潮中学校	計画	7	7	10		24
	実施	7	7	10		24
	中止					0
大原中学校	計画	16	16	8		40
	実施	14	14	7		35
	中止	2	2	1		5
八條中学校	計画	10	10	10	8	38
	実施	9	10	9	8	36
	中止	1		1		2
八幡中学校	計画	9	9	12		30
	実施	6	6	6		18
	中止	3	3	6		12
潮止中学校	計画	8	16	16		40
	実施	8	16	16		40
	中止					0
合計	計画	50	58	56	8	172
	実施	44	53	48	8	153
	中止	6	5	8		19
平均	計画	10	11.6	11.2	1.6	10.9
	実施	8.8	10.6	9.6		9.7
	中止	1.2	1	1.6	0	1.2

※ 平均は特支の値を除いています。

※ 中止時間がある学校は、熱中症警戒アラートの発令や天候不良によるものです。

※ 八幡中学校は、プールの配管亀裂による漏水及びろ過機故障のため実施回数が減少しています。

② 指導内容

学習指導要領に基づき、各学校が実態に応じて指導計画を作成し、指導しています。

学習指導要領に記載されている主な内容は以下の図表8のとおりです。

図表8 水泳授業における学年ごとの指導内容

	学年	指導内容	
小学生	1・2学年	水遊び	水につかる、移動する、浮く、潜る、息を吐く
	3・4学年	水泳運動	浮き方やけ伸び、初歩的な泳ぎ
	5・6学年	水泳運動	2泳法（クロール、平泳ぎ）安全確保につながる運動では、背泳ぎや浮き沈み
中学生	1・2学年	水 泳	4泳法（クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ）
	3 学年	水 泳	複数の泳法で泳ぐ又はリレー

※文部科学省学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編/保健体育編から引用しています。

③ 指導体制

本市の水泳授業は、小学校も中学校も原則学年単位で行っています。指導の際には泳力や実態ごとにグループに分け、各グループに指導する教職員を1名以上配置しており、1回の授業に3名以上の教職員が配置されています。また、児童生徒の安全管理のため、教職員で役割分担をしてプール全体の監視も行っています。なお、監視役を保護者等に依頼している学校もあります。

（3）部活動について

令和8年度現在、市内中学校5校中、大原中学校に水泳部があり、活動状況は以下のとおりです。

- ・部員数 ： 3年生 男子7名・女子3名 2年生 男子5名・女子0名
 1年生 男子0名・女子6名 合 計 男子12名・女子9名
- ・活動期間 ： 5月～10月
- ・活動時間 ： 平日（水曜を除く） 16時～17時
 土日祝 8時～10時
 夏休み（約12日間） 7時30分～9時30分

（4）泳力について

令和7年度の埼玉県調査によると、本市の小中学生は、県及び東部教育事務所管内（以下「東部管内」という。）と比較すると、図表9・10のとおり、小学校5・6年の男女でクロール、平泳ぎが25m以上泳げる児童生徒の割合が低い傾向にあります。また、図表11・12のとおり、小学校5・6年の男女でクロール、平泳ぎが5m以上泳げない児童生徒の割合が高い状況にあります。

【令和7年度 児童の水泳運動（クロール・平泳ぎ）の技能に関する調査結果】

図表9 小学校5・6年生 クロールで25m以上泳げる児童の割合（抽出校での比較）

	男 子		女 子	
	小学校5年生	小学校6年生	小学校5年生	小学校6年生
八潮市	40.6%	48.3%	37.4%	30.3%
埼玉県	50.1%	57.3%	43.0%	47.6%
東部管内	46.3%	60.5%	40.4%	44.0%

図表10 小学校5・6年生 平泳ぎで25m以上泳げる児童の割合（抽出校での比較）

	男 子		女 子	
	小学校5年生	小学校6年生	小学校5年生	小学校6年生
八潮市	11.3%	19.6%	13.6%	9.6%
埼玉県	37.1%	43.3%	32.3%	37.5%
東部管内	36.4%	46.2%	31.3%	35.8%

図表11 小学校5・6年生 クロールで5m以上泳げない児童の割合（抽出校での比較）

	男 子		女 子	
	小学校5年生	小学校6年生	小学校5年生	小学校6年生
八潮市	15.9%	10.1%	25.3%	36.4%
埼玉県	15.5%	9.8%	19.5%	14.6%
東部管内	18.9%	12.2%	20.2%	21.4%

図表12 小学校5・6年生 平泳ぎで5m以上泳げない児童の割合（抽出校での比較）

	男 子		女 子	
	小学校5年生	小学校6年生	小学校5年生	小学校6年生
八潮市	64.2%	45.7%	60.6%	57.7%
埼玉県	38.4%	31.0%	43.8%	39.0%
東部管内	39.4%	31.5%	43.6%	43.4%

次回：水泳授業等のアンケート結果（全小中学生・教員・保護者）

第2章 学校外のプール施設の活用

1 学校外のプール施設の活用

(1) 市営プールについて

本市では、現時点で市営プールの設置はなく、設置計画もない状況です。

(2) 民間プールについて

八潮市内の民間プールは、「おざわスイミングスクール」の1か所のみとなっています。
本市と近接している自治体には、以下の図表13のとおり数か所の民間プールが設置されています。

① 民間プールの設置状況

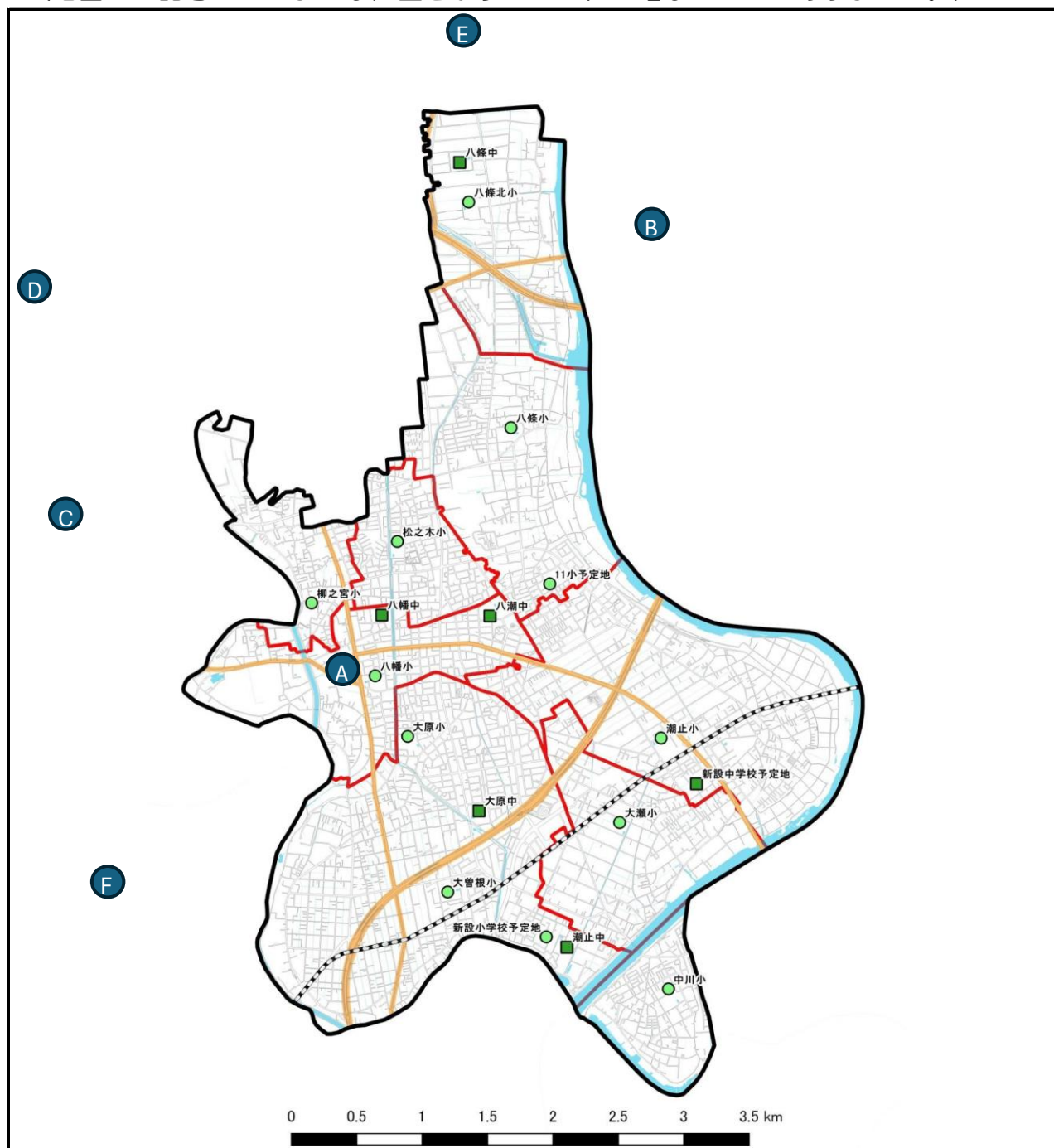
図表13 民間プール一覧（活用が想定できる施設）

	民間事業者プール施設名	所 在
A	おざわスイミングスクール	八潮市西袋1194番地
B	ヒューマンスイミングスクールみさと	三郷市上彦名232番地
C	スポーツクラブ メガロス草加	草加市住吉1-7-7
D	フィットネスクラブ コ・ス・パ 草加松原24	草加市松原1-2-15
E	越谷レイクスイミングスクール	越谷市レイクタウン6-18-1
F	マイ・エス・スイミング花畑	足立区花畑4-33-4

② 民間プールの位置

図表 1 4 民間プール位置図（活用が想定できる施設）

(地図上の記号はおおまかな位置を示すもので、正確なものではありません。)



③ 民間プール事業者における水泳授業の受託の可能性等

図表 1 3に記載されているプール施設の6事業者に対し、水泳授業の受託の現状や、今後の可能性について以下の図表 1 5のとおり調査を行いました。

図表 1 5 民間プール事業者における水泳授業の受託の可能性等一覧

	質問項目		回答事業者数	
1	現在、水泳授業を受託しているか	している	2	
		していない	4	
2	八潮市水泳授業の受入れの可否	可	5	
		条件があれば可能	1	
3	プール施設の概要(長さ・コース数)	25m×7コース	1	
		25m×6コース	3	
		25m×5コース	2	
4	送迎バスの対応について	バスを所有	対応可	0
			今後検討	3
			対応不可	1
		バスを所有していない	対応可	2
			今後検討	0
			対応不可	0
5	受入れ可能な曜日・時間帯等 ※複数選択可	月曜日	2	
		火曜日	1	
		水曜日	0	
		木曜日	2	
		金曜日	2	
		午前中のみ	1	
		要相談	2	
6	インストラクターの派遣の可否	水泳指導のみ	可	1
		水泳指導とプール管理（清掃・水質管理等）	可	1
			要相談	4
7	監視員の可否	可	1	
		条件があれば可	5	

(3) 学校外プールを活用した水泳指導の試験実施について

学校外プールの活用に関しての課題と効果を整理するために、令和6・7年度、八潮市内の小学校において、学校外プールを活用した水泳指導を試験的に実施しました。

① 試験実施の概要

試験実施の対象校は、地盤沈下でプールが歪んでおり改築が必要とされている八幡小学校とし、バス移動を伴う学校外プールを活用した水泳指導の検証を行うモデルケースとして選定しました。児童、保護者に対しては、事前に各学校から実施概要をお知らせしました。

図表16 学校外プールを活用した水泳指導の実施概要

項 目	概 要
児童数 ※1	令和6年度381人・令和7年度399人
利用施設	おざわスイミングスクール
移動方法	バス2台 ※2
移動時間	約10分
実施時期	5月上旬～10月中旬（夏季休業中は除く）
実施日	各学年4日（1日2単位×4日＝8単位）
実施時間	2時間
入水時間	1日60分（30分×2単位）
更 衣	普段着で施設に移動し、施設の更衣室を利用し、現地で水着に着替える。
見 学	プールに隣接した部屋で見学した。
その他	・特別支援学級の水泳指導は、インストラクターが実施した。 ・着衣泳は実施していない。

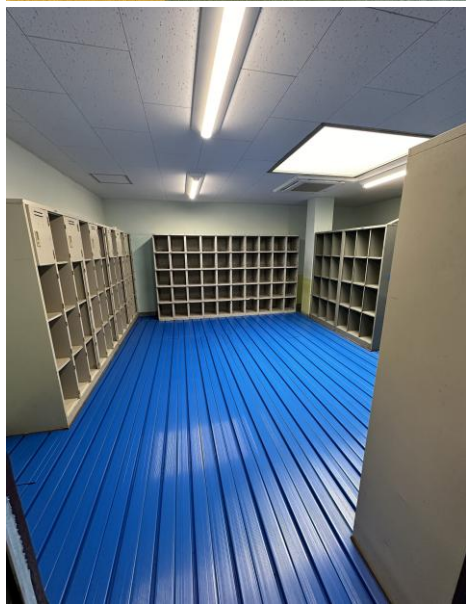
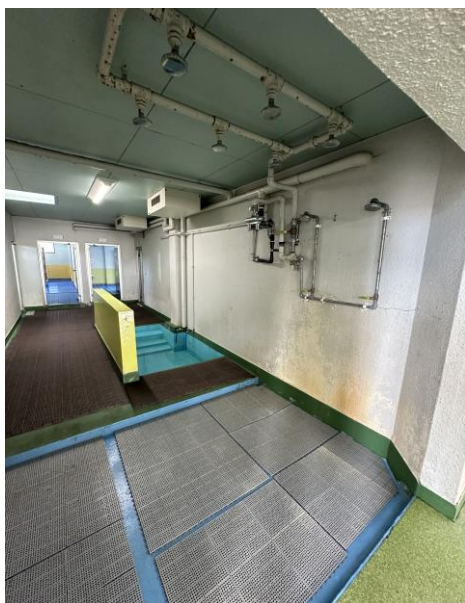
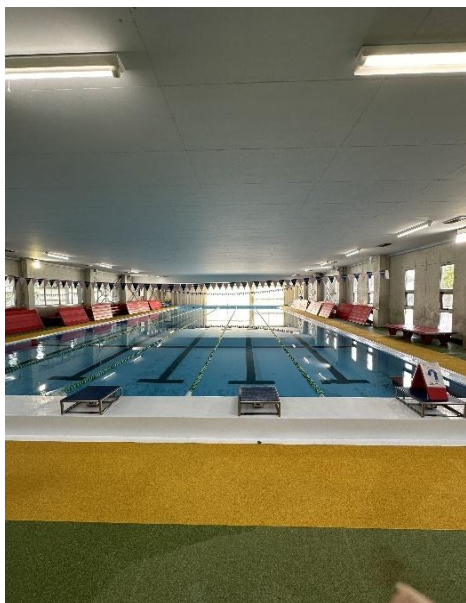
※1 児童数は特別支援を含む、各年度実際に指導を受けた人数です。

※2 小型乗合バスまたはマイクロバスでいずれも専用で、別途委託をしています。

図表17 水泳授業のタイムスケジュール

	10:25	10:45	10:55	11:30	11:40	11:55	12:25
日課	業間休 15分	3校時 (45分)			業間休 10分	4校時 (45分)	
水泳 授業	移動 10分	着替え 20分	水泳授業 (30分×2単位＝60分)			着替え 20分	移動 10分

【おざわスイミングスクール】



② 指導内容

泳力別に概ね3グループごとにレーン分けをして指導を行いました。1つのグループの児童数は10～20名程度で、各グループにインストラクター1名、教職員が1名配置し、指導を行いました。

(ア) 民間事業者の役割

教職員と事前に打ち合わせをし、学習指導要領の内容に沿ってインストラクターが水泳指導を実施しました。また、安全確保のためにインストラクターの他に監視員を配置しました。

(イ) 教職員の役割

プールサイドを巡回し、児童の状況の把握、全体の安全管理を行いながら、評価のための記録等を行いました。また、特に配慮や指導が必要な児童への対応や、見学者の付き添い等を行いました。

③ 学校からプール施設までの引率

引率は、学級担任2～3名と補助の教職員1～2名で行い、施設到着後は、各施設のスタッフも誘導に加わりました。教職員は適宜、点呼等により人数確認を行うことで移動中の安全を確保し、バス移動の際も停車中もバスには常に運転手が乗車しており、忘れ物や置き去り事故等を防止しを徹底しました。

④ 委託経費

図表18 水泳授業及びバス送迎委託料

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度
水泳授業委託料	4,358,640	4,492,752
バス送迎委託料	2,032,800	2,032,800
合 計	6,391,440	6,525,552

⑤ 試験実施後のアンケート結果

試験を実施した令和6・7年度終了後に、児童、教職員、保護者、インストラクターに対してアンケート調査を実施しました。

【概要】（割合は令和6・7年度の平均）

スイミングスクールの活用について、児童からは約92%、保護者からは約96%、教職員からは100%が取り組みの継続を希望していました。

取組の反応として、「楽しんだ（楽しめた）」の回答は保護者から約95%、児童からは88%となっており、上手になったかについての回答は、児童から約80%、保護者から約80%、教職員からは、100%の回答がありました。

また、教職員への質問で働き方改革や業務改善に効果があったとの回答は約95%でした。

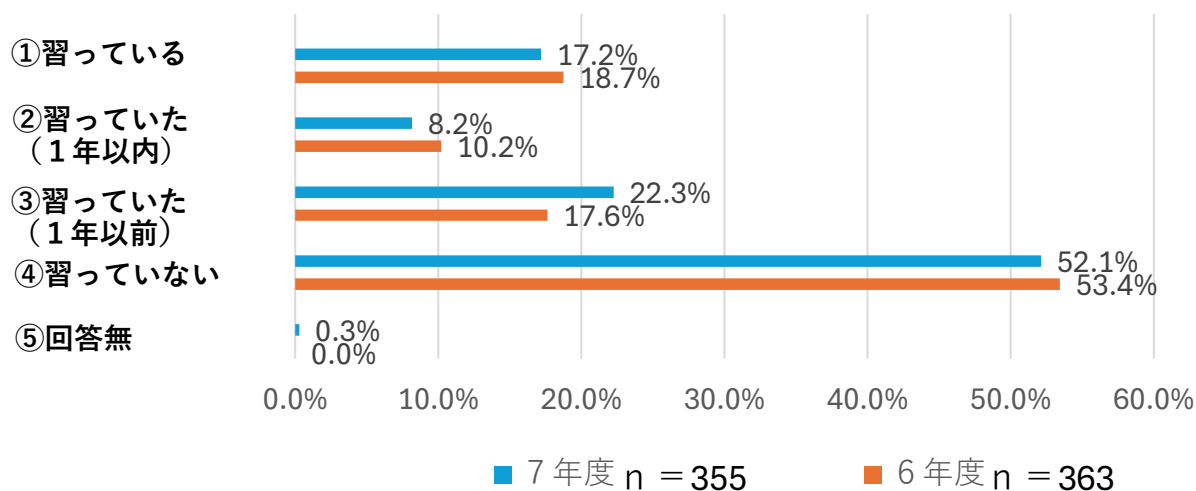
なお、自由意見では、デメリットや課題に対する意見はほとんどなく、児童からは、インストラクターの指導が良かったとの意見が一番多く、保護者や教職員からも継続を要望するご意見が多く挙げられていました。

（ア）児童対象アンケート結果

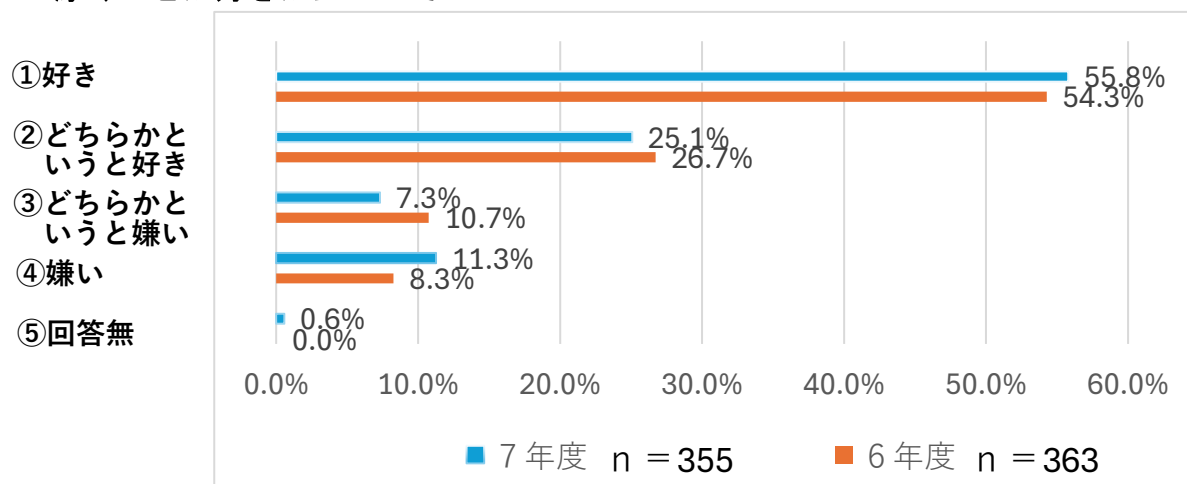
【回答児童の学年等】

年 度	区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	回答無	合 計
令和 6年度	人数	58	52	65	52	65	39	32	363
	割合	16.0%	14.3%	17.9%	14.3%	17.9%	10.7%	8.8%	100.0%
令和 7年度	人数	62	59	52	55	53	60	14	355
	割合	17.5%	16.6%	14.6%	15.5%	14.9%	16.9%	3.9%	100.0%

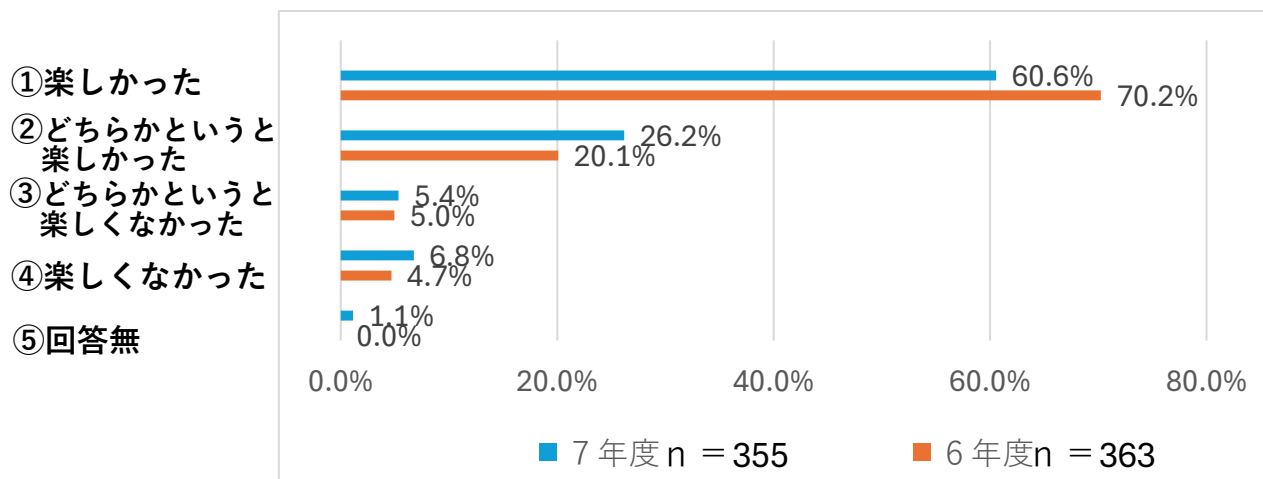
《児童Q 1》水泳を習っていたかについて



《児童Q 2》泳ぐことが好きかについて

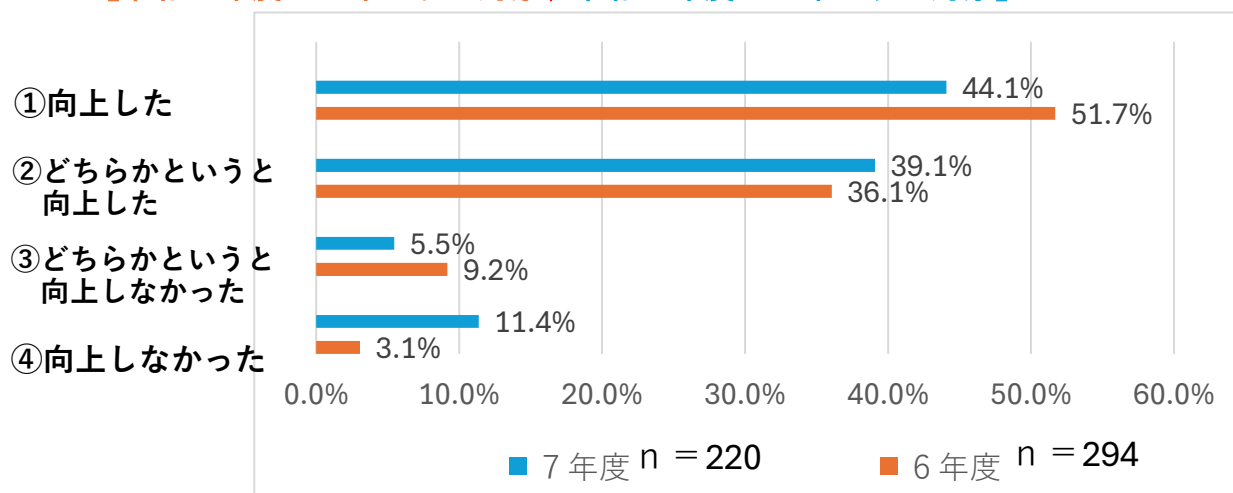


《児童Q 3》スイミングスクールの活動は楽しかったかについて



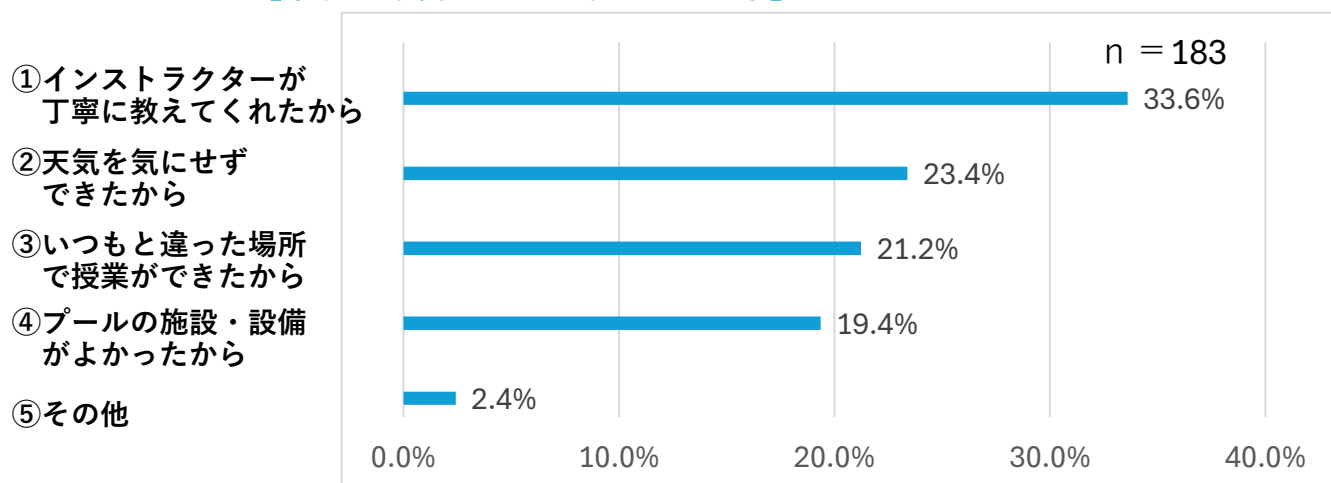
《児童Q4》スイミングスクールでの活動は、学校のプールでの水泳授業とくらべて
やりたいという気持ちは高まったかについて

【令和6年度は2年生以上対象、令和7年度は3年生以上対象】



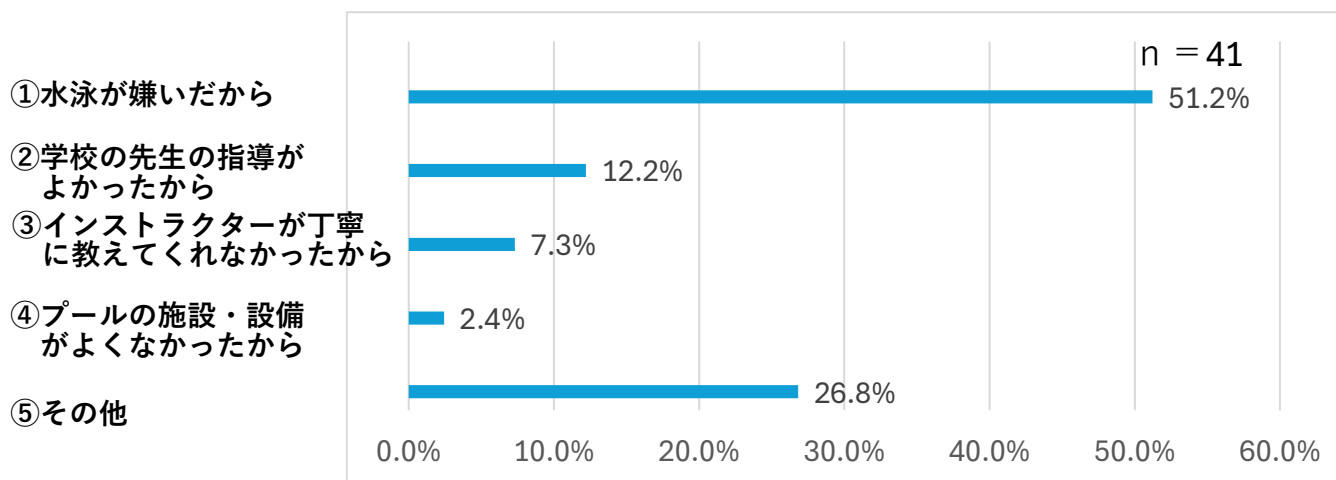
《児童Q4-1》意欲が向上した理由について（複数可）

【令和7年度のみ・3年生以上対象】

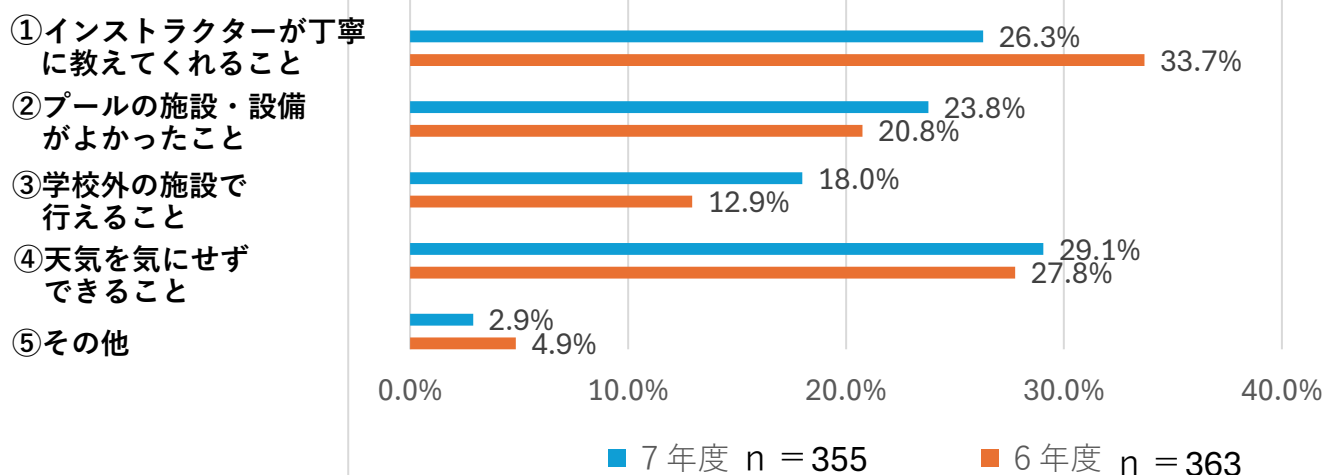


《児童Q4-2》意欲が向上しなかった理由について（複数可）

【令和7年度のみ・3年生以上対象】

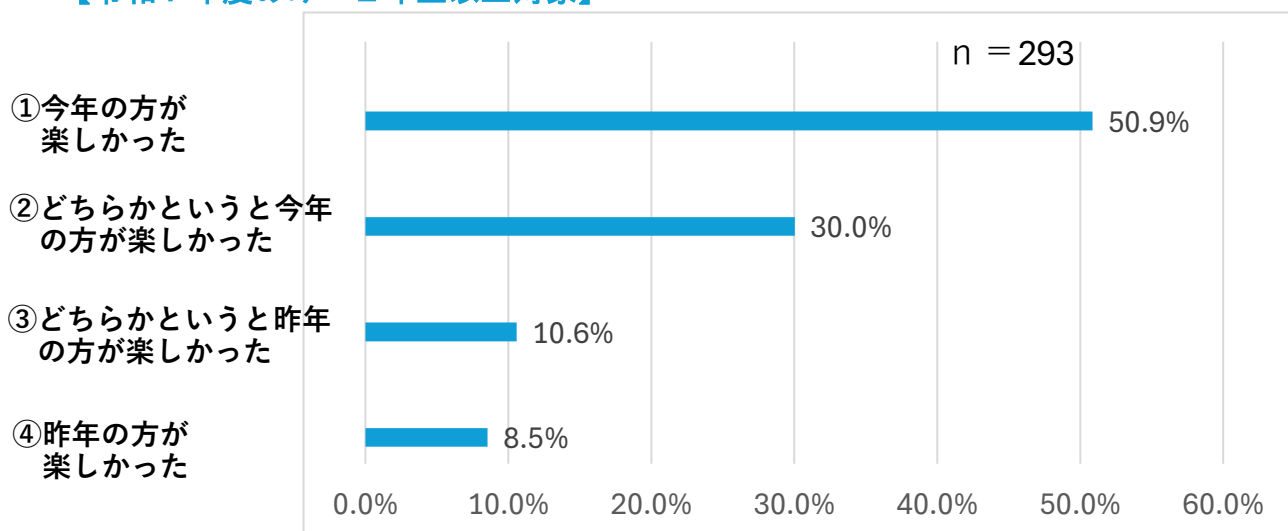


《児童Q5》スイミングスクールでの水泳授業でよかったことについて（複数可）

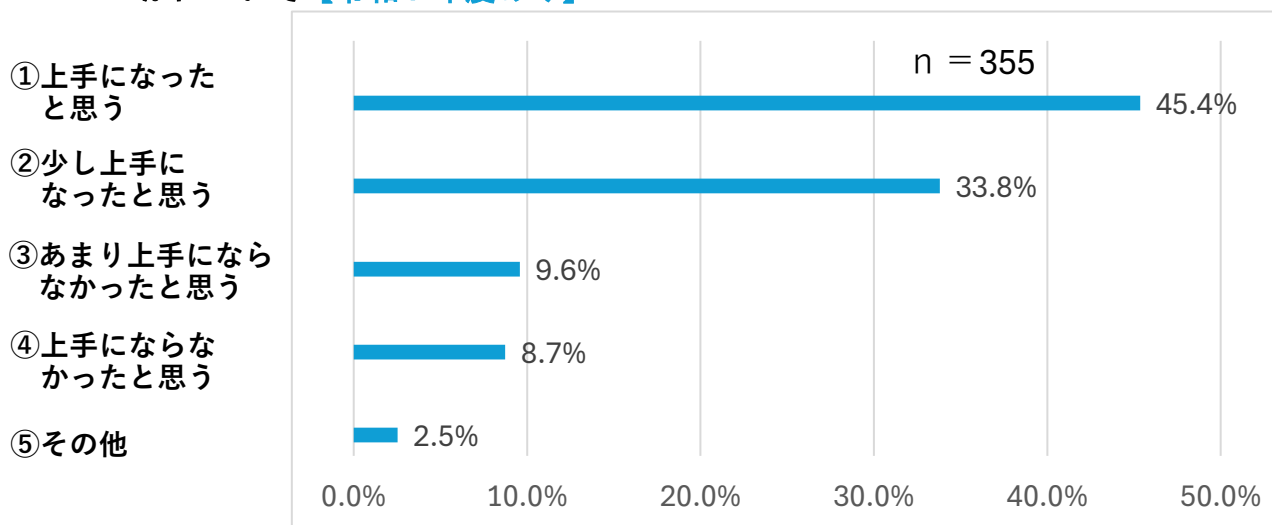


《児童Q6》昨年と今年のスイミングスクールでの水泳授業の比較について

【令和7年度のみ・2年生以上対象】

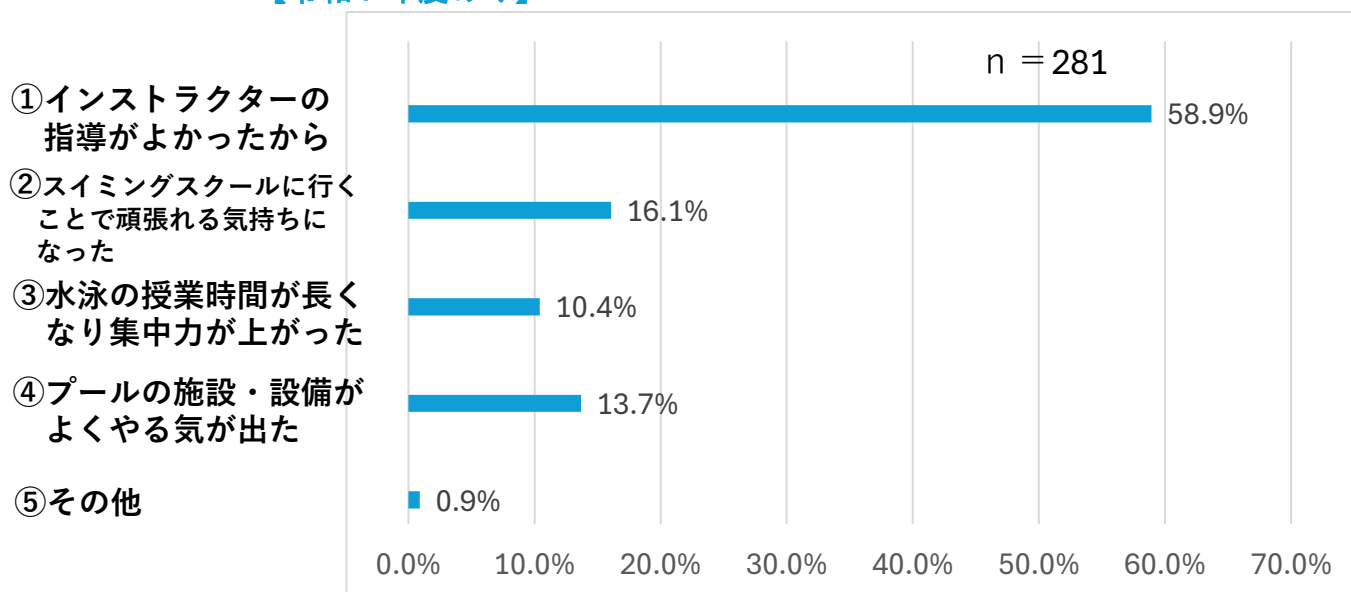


《児童Q7》昨年のスイミングスクールで指導を受けて、水泳が上手になったと思うかについて【令和7年度のみ】

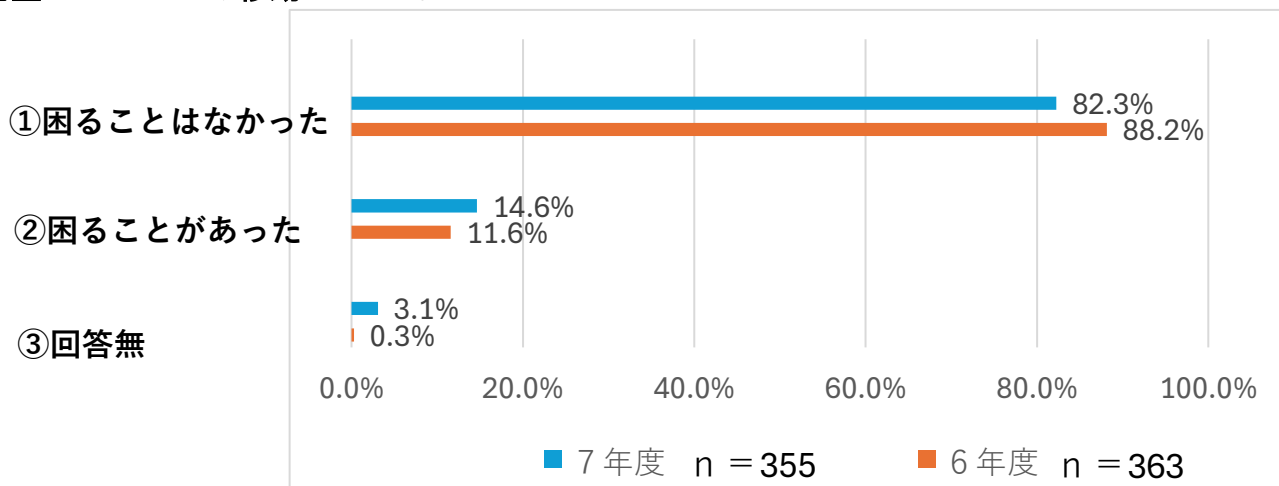


《児童Q 7－1》上手になった理由について（複数可）

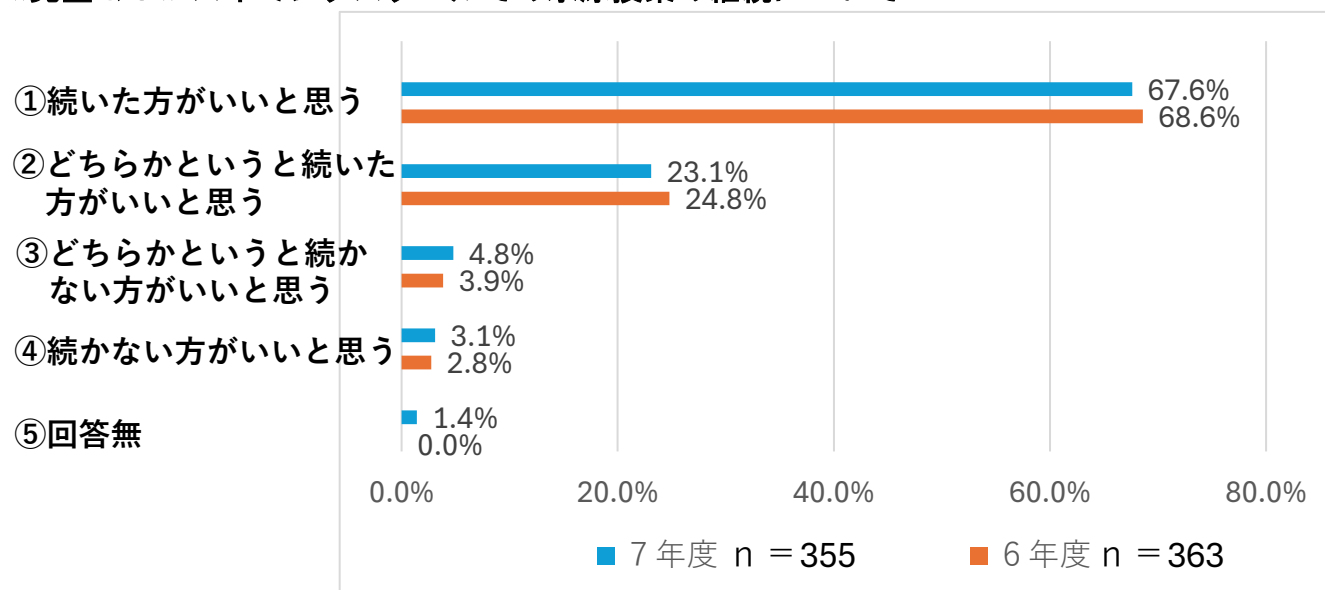
【令和7年度のみ】



《児童Q 8》バスの移動について



《児童Q 9》スイミングスクールでの水泳授業の継続について



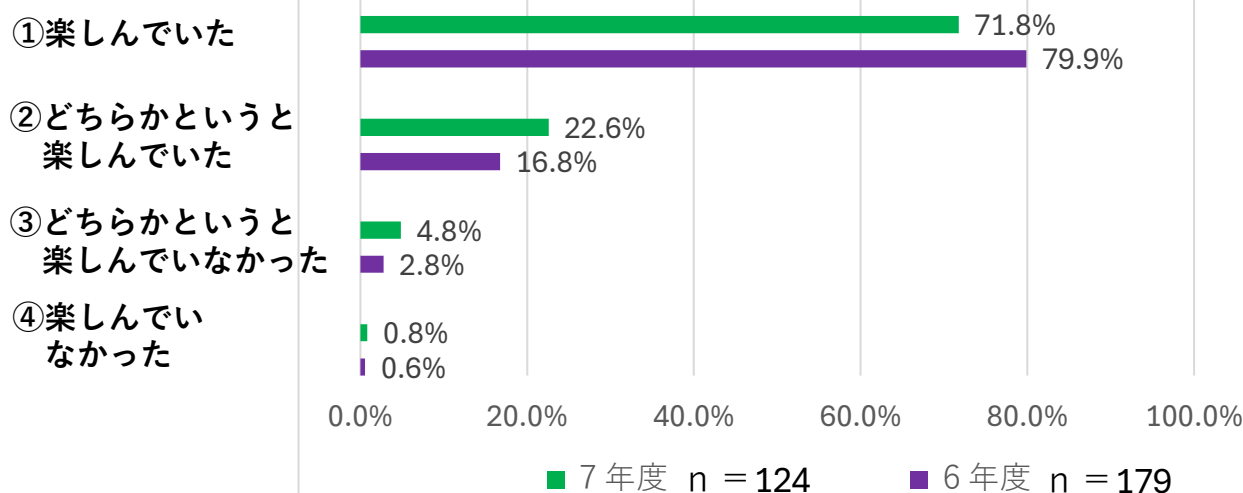
次回 自由記述集計

(イ) 保護者対象アンケート結果

【児童の学年】

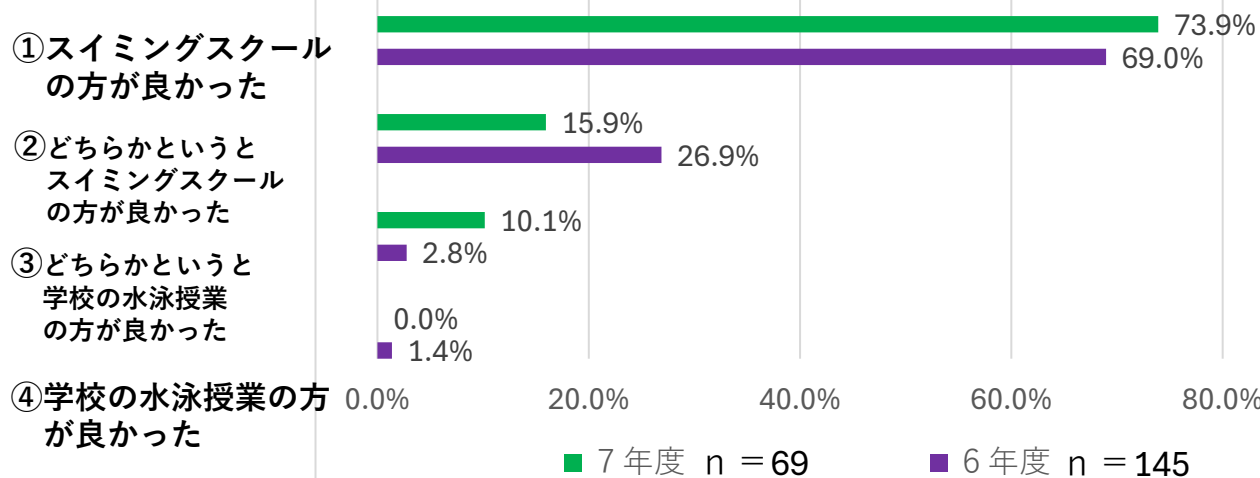
年 度	区分	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合 計
令和 6 年度	人数	34	32	39	32	32	10	179
	割合	9.4%	8.8%	10.7%	8.8%	8.8%	2.8%	49.3%
令和 7 年度	人数	30	25	24	18	17	10	124
	割合	8.5%	7.0%	6.8%	5.1%	4.8%	2.8%	34.9%

《保護者Q 1》スイミングスクールの水泳授業における子どもの様子について

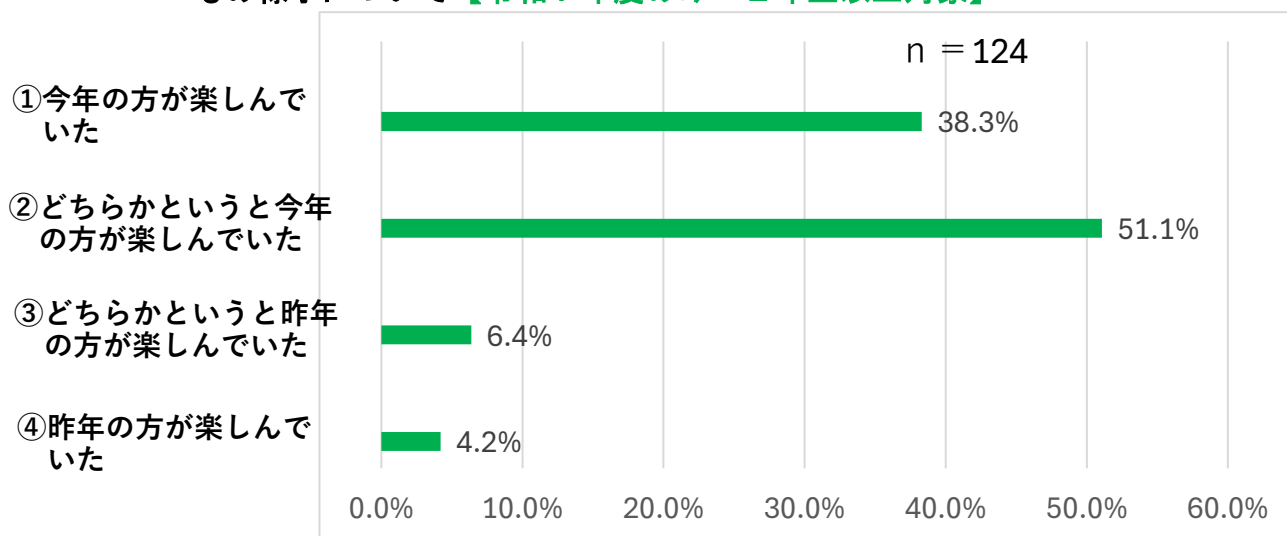


《保護者Q 2》スイミングスクールと学校の水泳授業を比較した場合における子どもの様子について

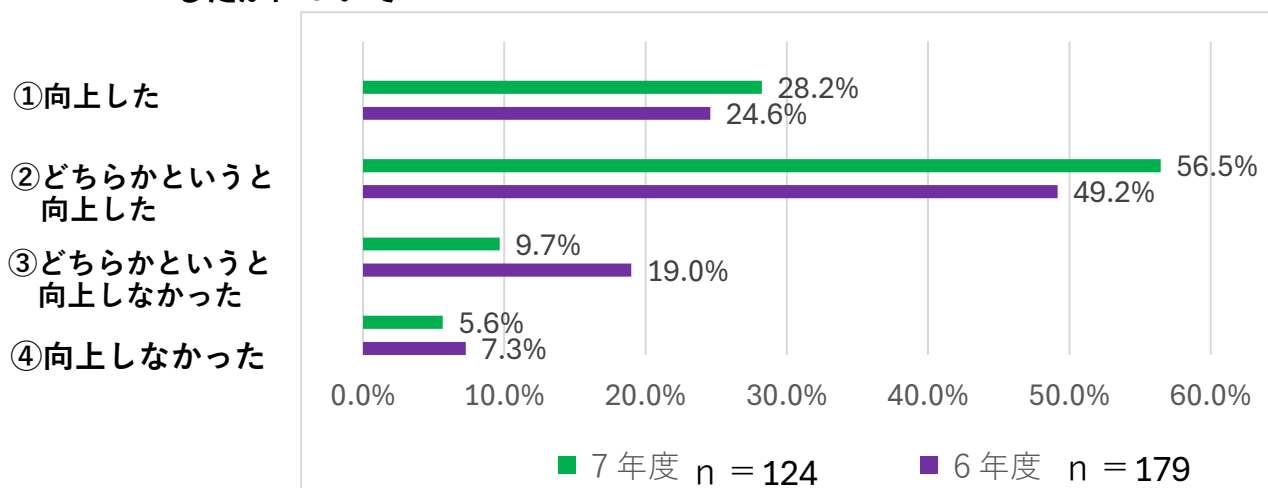
【令和6年度は2年生以上対象、令和7年度は3年生以上対象】



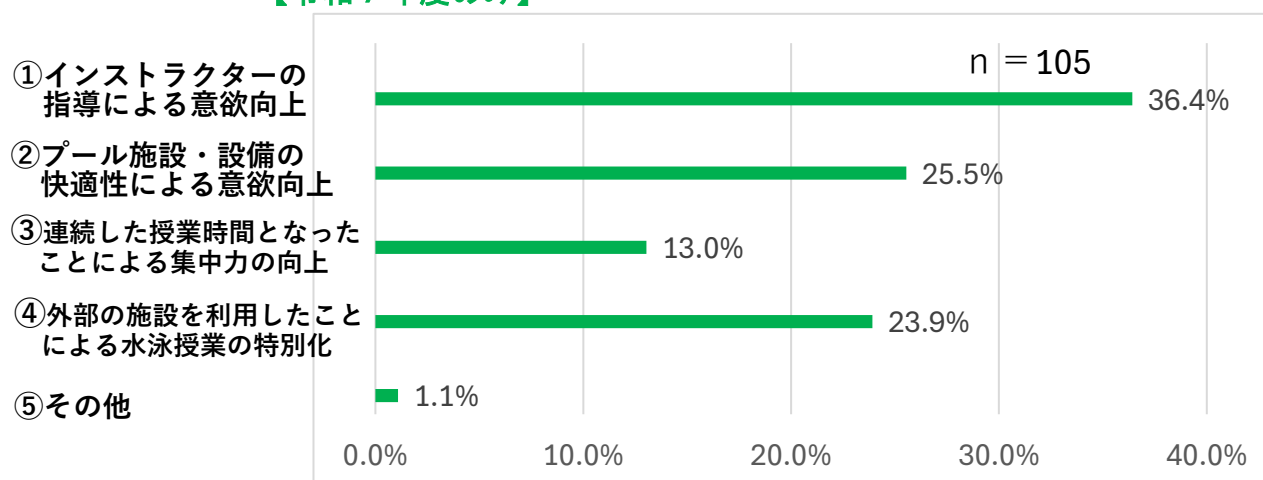
《保護者Q 3》昨年のスイミングスクールの水泳授業と比較した場合における子どもの様子について【令和7年度のみ・2年生以上対象】



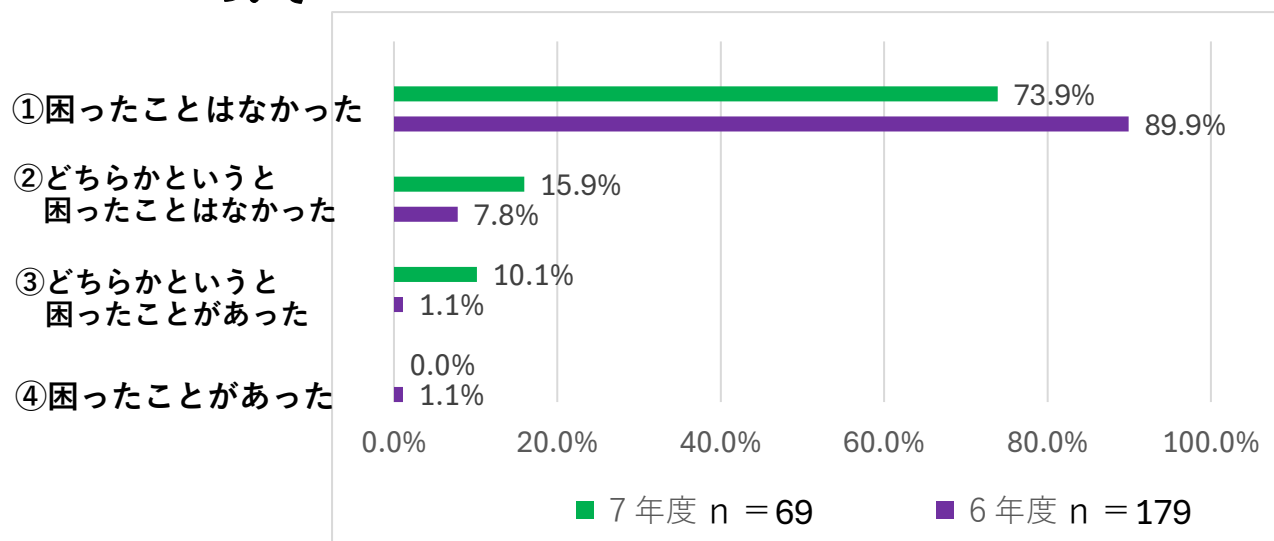
《保護者Q 4》スイミングスクールの水泳授業で、子どもの泳力は、総合的に向上したかについて



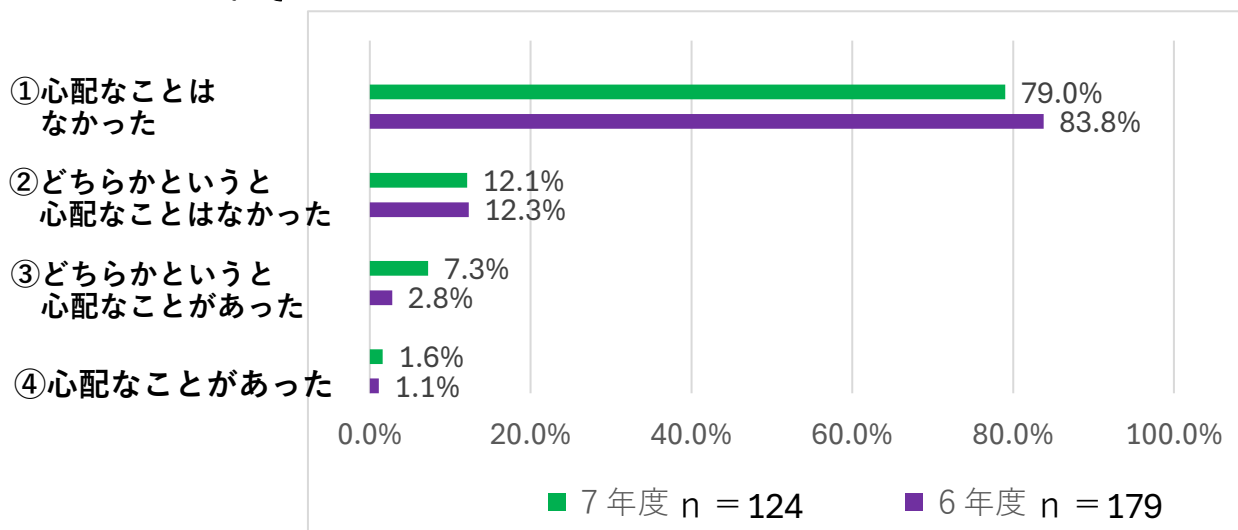
《保護者Q 4-1》子どもの泳力が、総合的に向上したか理由について（複数可）【令和7年度のみ】



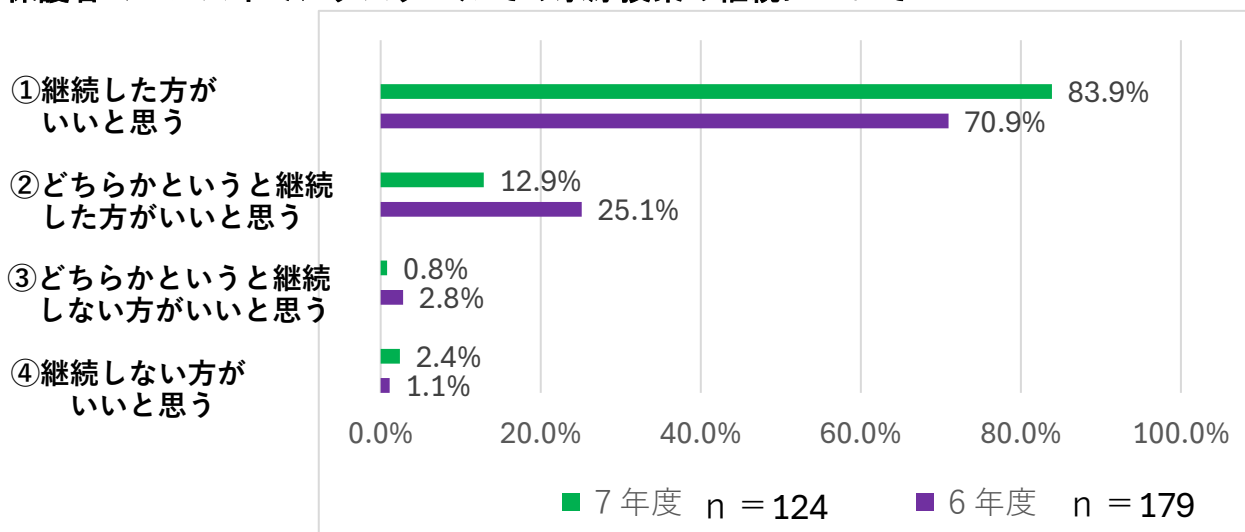
《保護者Q 5》スイミングスクールの水泳授業について、保護者から困ることに
ついて



《保護者Q 6》スイミングスクールの水泳授業について、保護者から心配なことに
ついて



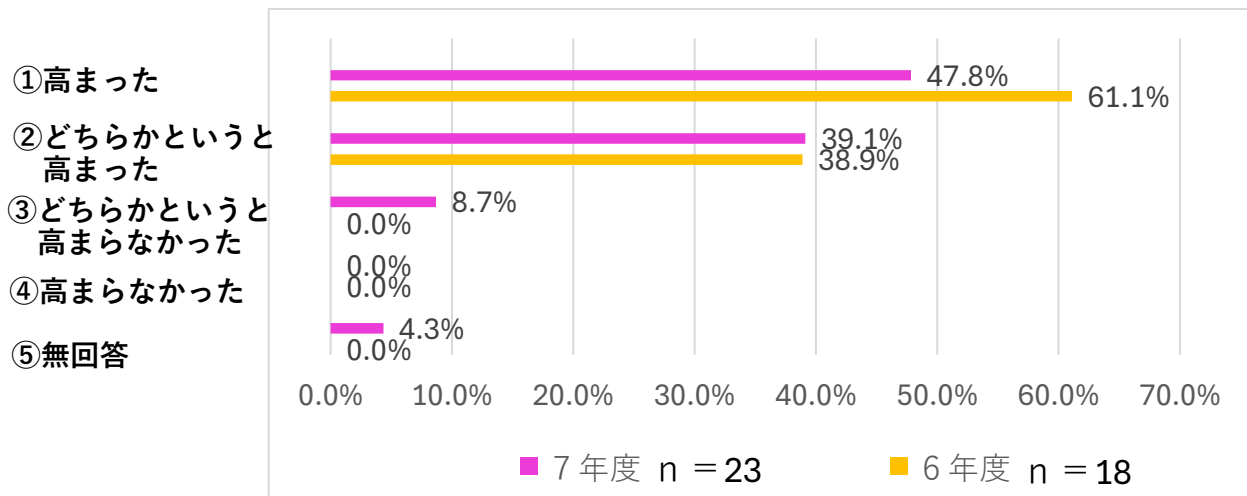
《保護者Q 7》スイミングスクールでの水泳授業の継続について



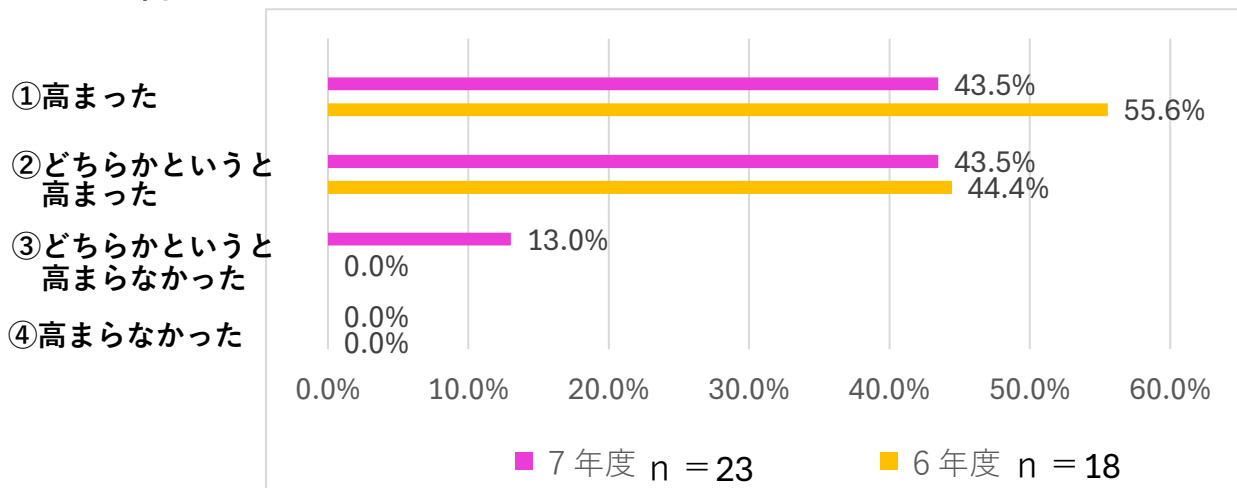
次回 自由記述集計

(ウ) 教職員対象アンケート結果

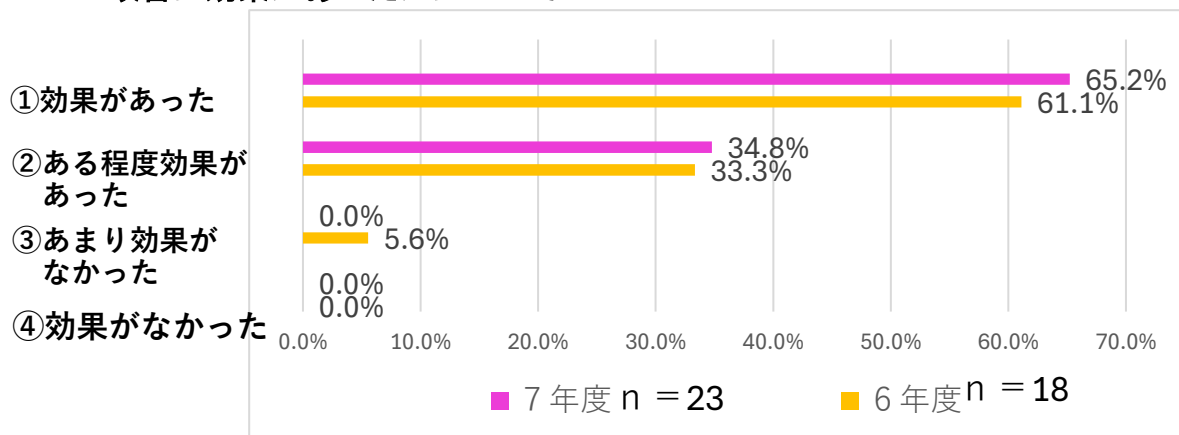
《教職員Q 1》スイミングスクールでの水泳授業で児童の知識・技能は高まったかについて



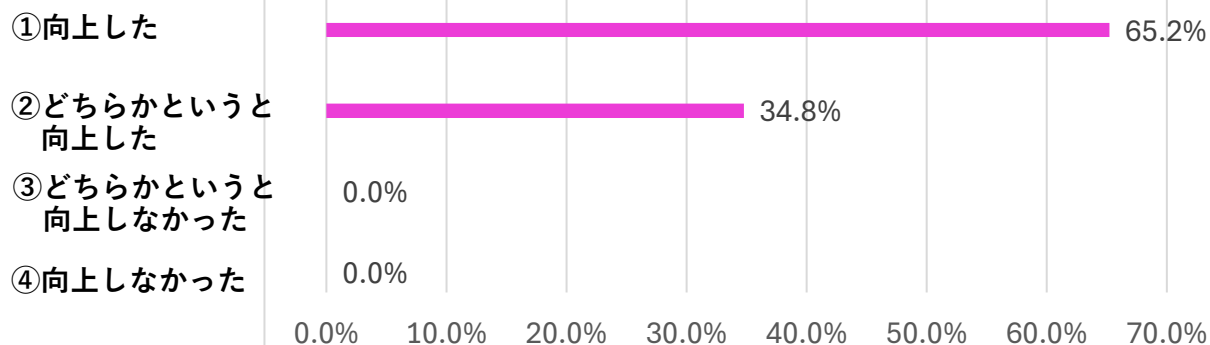
《教職員Q 2》スイミングスクールでの水泳授業で児童が主体的に取り組む態度は高まったかについて



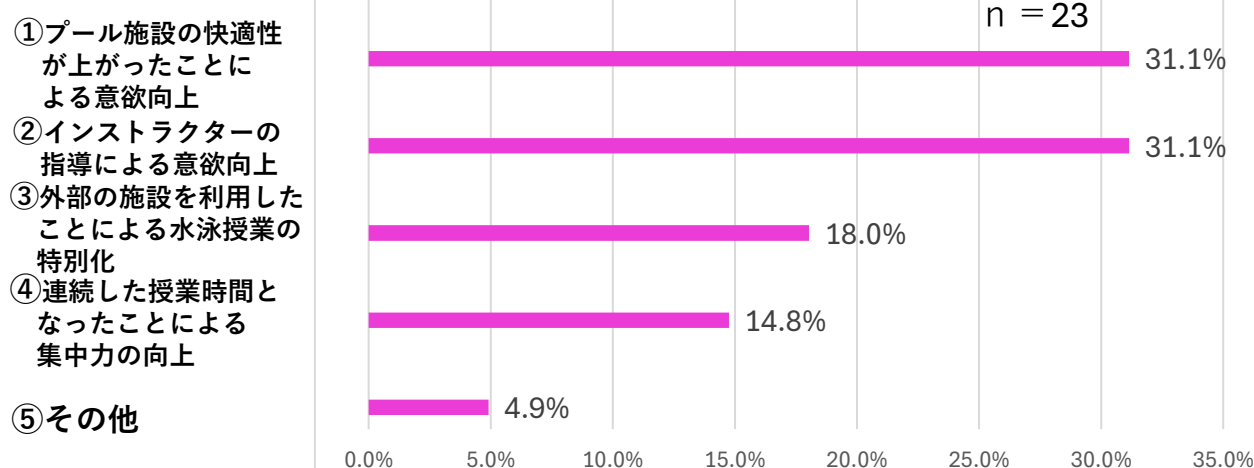
《教職員Q 3》スイミングスクールでの水泳授業は、教職員の働き方改革や業務改善に効果があったかについて



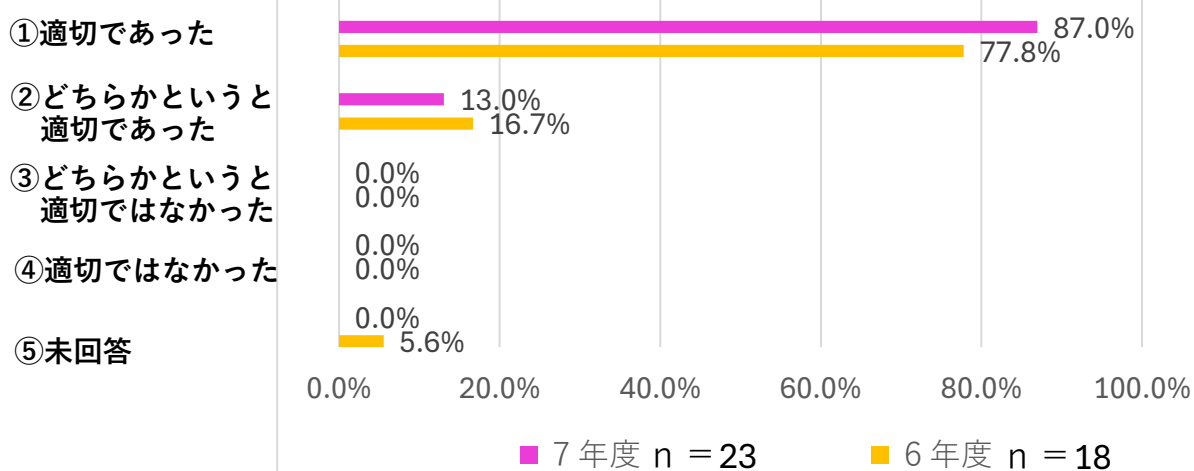
《教職員Q 4》スイミングスクールでの水泳授業で、評価対象としての児童の泳力は、総合的に向上したと思うかについて【令和7年度のみ】



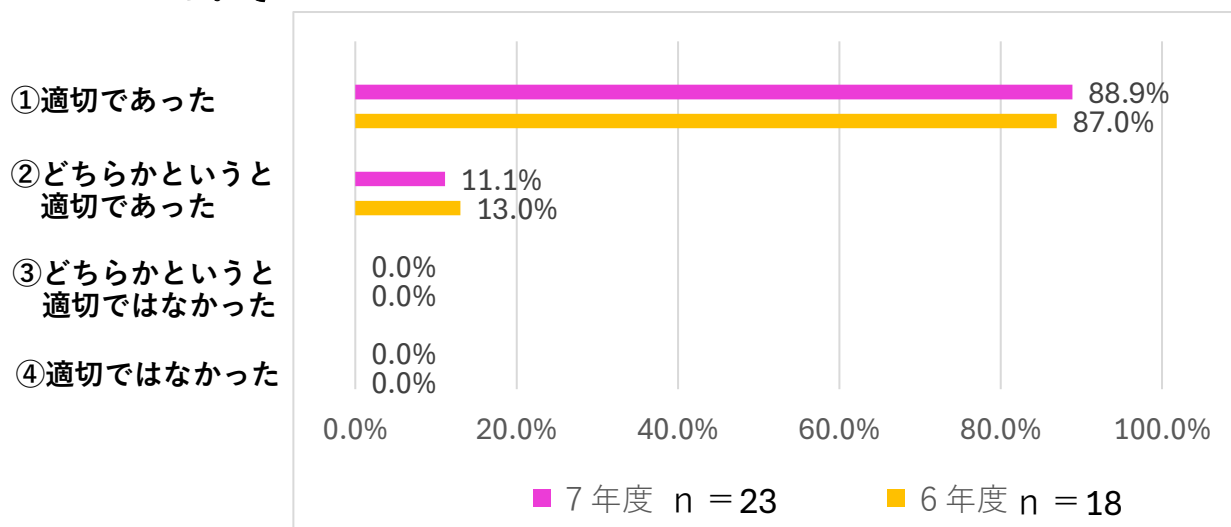
《教職員Q 4－1》児童の泳力が向上したのは、具体的にどのような理由によるものかについて（複数可）【令和7年度のみ】



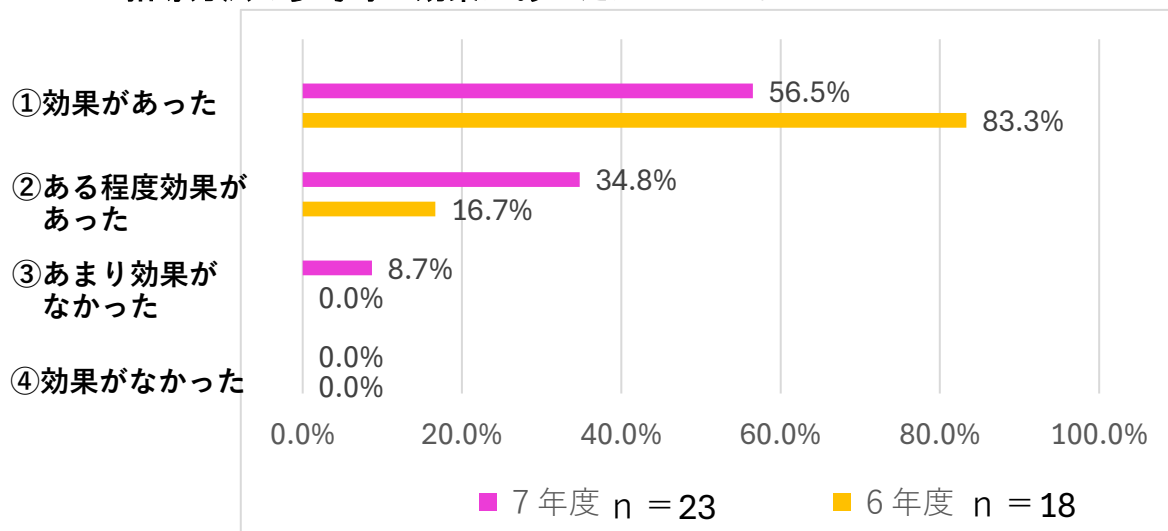
《教職員Q 5》スイミングスクールでの水泳授業で、インストラクターや職員の対応はどうであったかについて



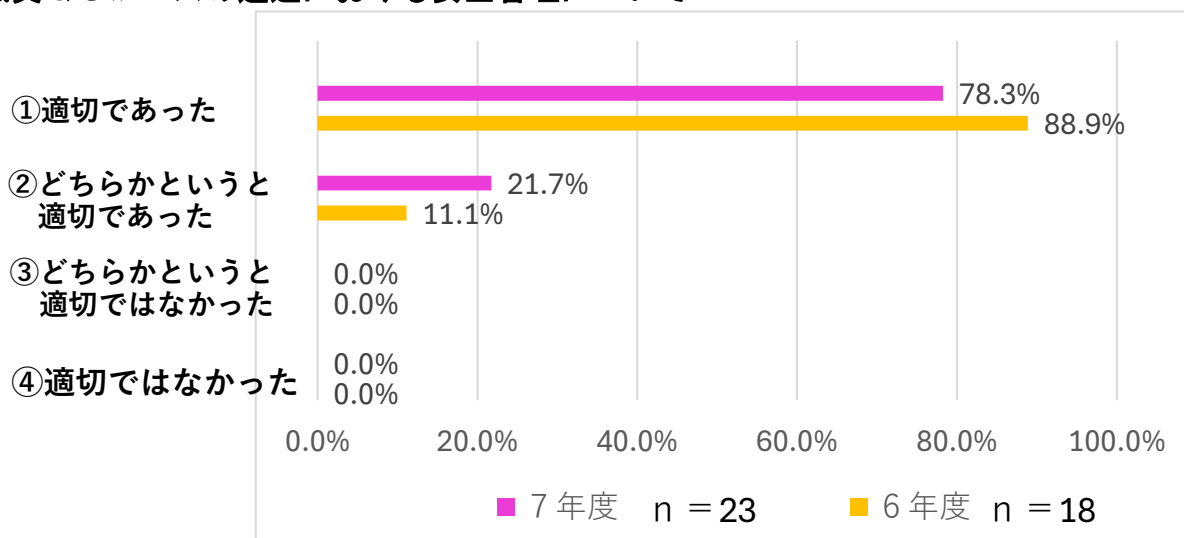
《教職員Q6》スイミングスクールの施設・設備及び安全・健康管理面の対応について



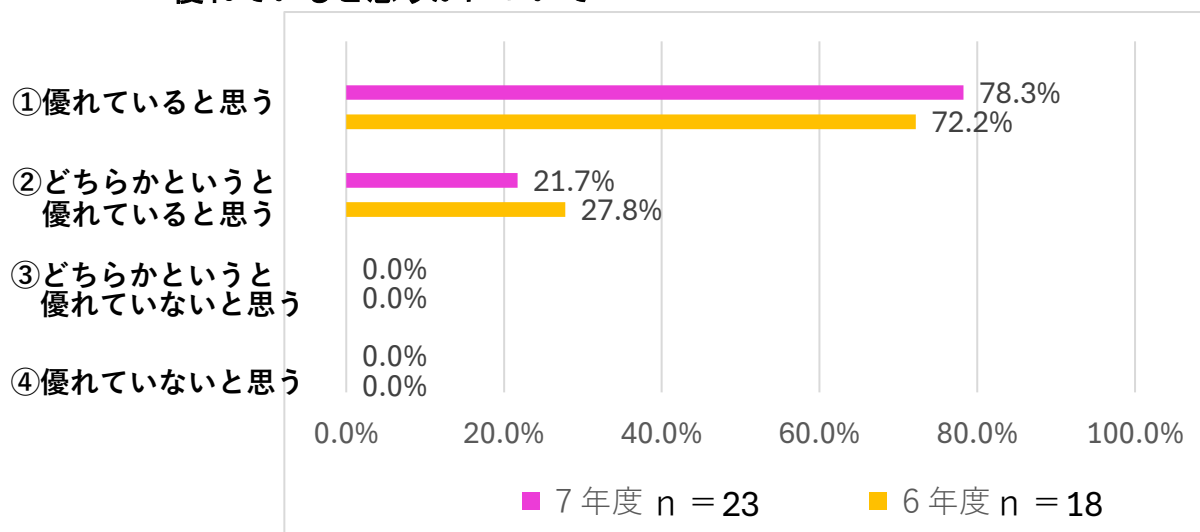
《教職員Q7》スイミングスクールでの水泳授業は、教職員の水泳の指導力向上、指導方法の参考等に効果があったかについて



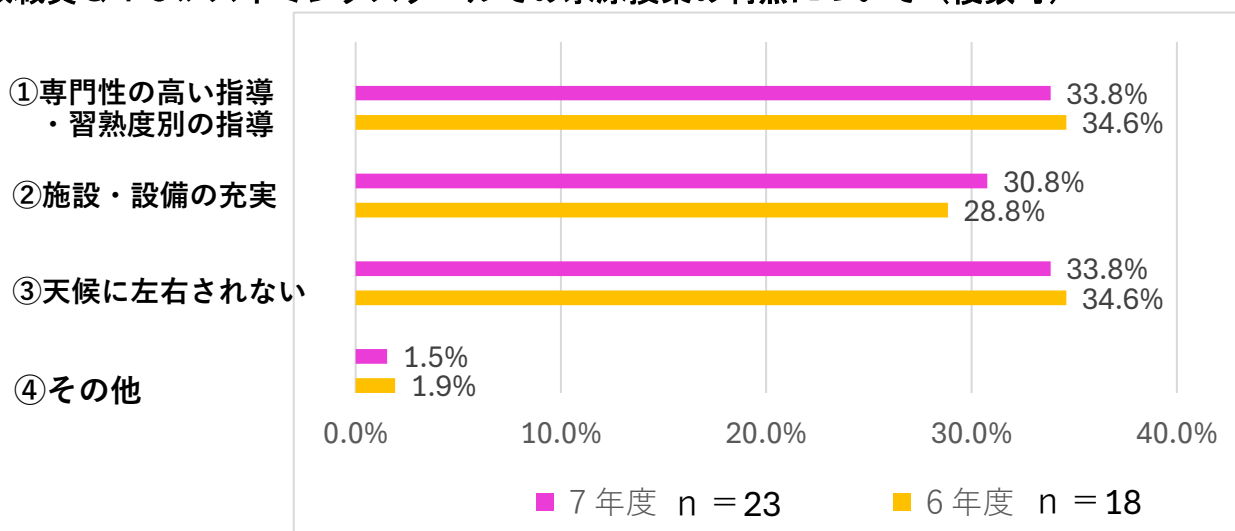
《教職員Q8》バスの送迎における安全管理について



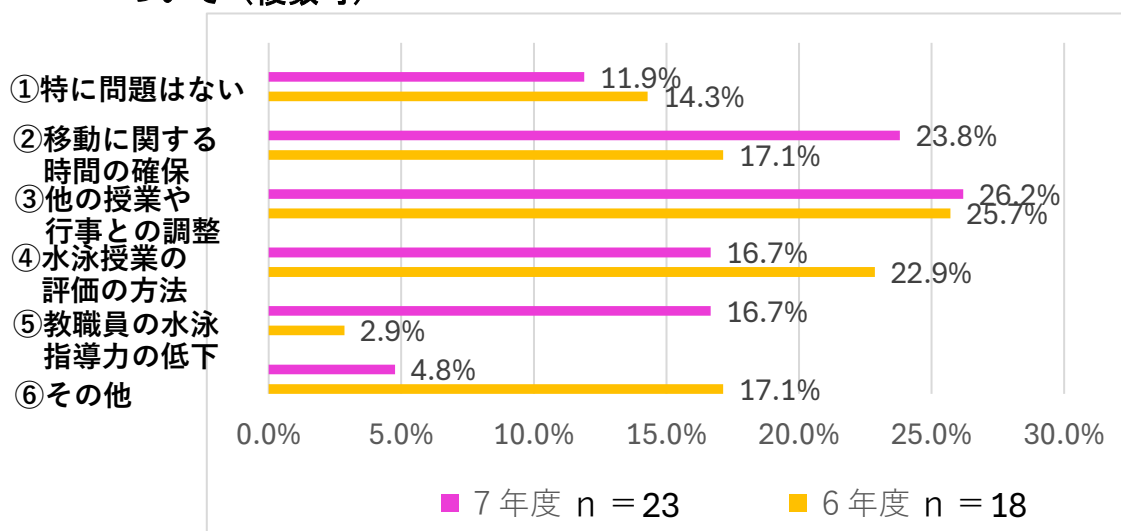
《教職員Q9》スイミングスクールでの水泳授業は学校での水泳授業を比較して
優れていると思うかについて



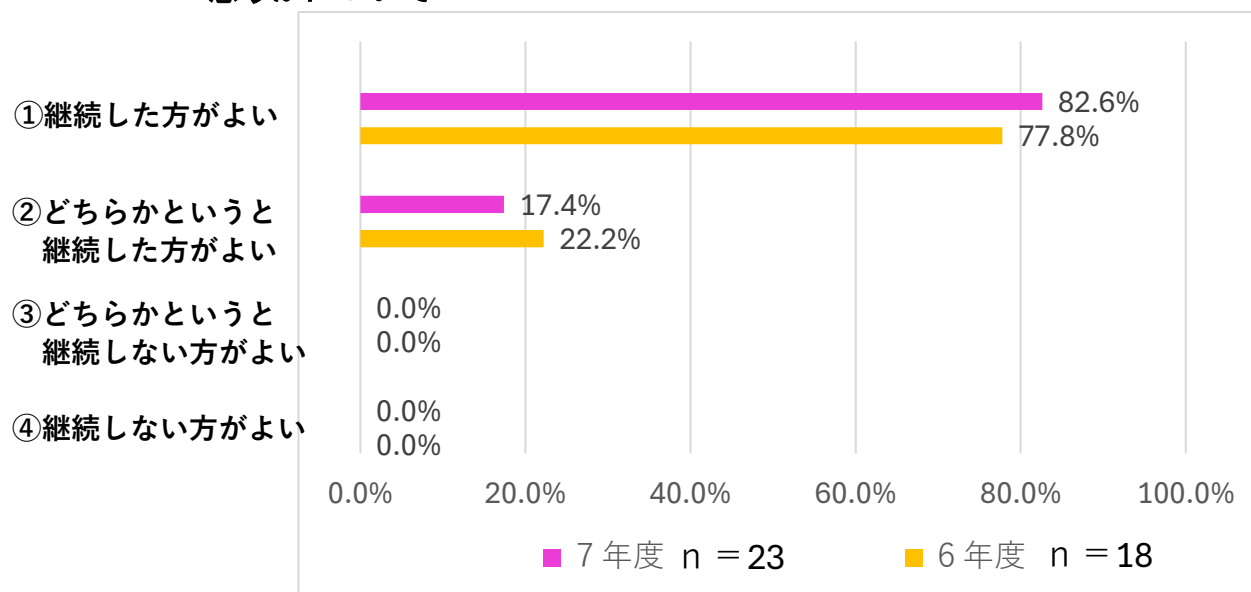
《教職員Q10》スイミングスクールでの水泳授業の利点について（複数可）



《教職員Q11》スイミングスクールでの水泳授業を継続した場合における課題について（複数可）



《教職員Q 1 2》今後もスイミングスクールでの水泳授業を継続した方がよいと思うかについて



次回 自由記述集計

⑥ 成果と課題

(ア) 成果

試験実施ではモデル事業における水泳授業は、予定どおり実施され、事故等もなく終了することができました。

アンケート結果では、児童・保護者・教職員いずれからも、民間プールの活用及び取組の継続について肯定的な回答が多数ありました。また、「わかりやすかった」、「泳ぎが上達した」などの回答も多く、天候に左右されない計画的な授業や専門的な指導など様々な効果が民間委託により得られたと考えられます。

児童の泳力等については、事業実施後の調査において、25m以上泳げる児童の割合が、5年生では東部管内及び県よりも高い結果となりました。

また、5・6年男女とも本市の平均の泳力よりも高い結果となっており、試験実施校の5年生のクロールについては、試験実施前の63人の平均距離が約28.0mでしたが、試験実施後には平均距離が約36.7mと延びとなっており、技能の向上をさせることができました。

図表19 小学校5・6年生 クロールで25m以上泳げる児童の割合（抽出校での比較）

	男 子		女 子	
	小学校5年生	小学校6年生	小学校5年生	小学校6年生
試験実施校	68.2%	58.1%	51.7%	42.9%
八潮市（平均）	40.6%	48.3%	37.4%	30.3%
埼玉県	50.1%	57.3%	43.0%	47.6%
東部管内	46.3%	60.5%	40.4%	44.0%

(イ) 課題

本事業では、学校と施設の移動や、施設内での更衣など、水泳授業前後の移動や準備が課題として挙げられます。バスでの移動については、バスが狭く窮屈であったとの意見や、更衣や準備については、事業開始当初、児童が不慣れなことから時間を要することがありました。

また、教職員のアンケートからは、教職員とインストラクターの間で事前に具体的な打合せを行うことが大切であるというご意見や市全体でスイミングクラブでの対応ができればよいなどの意見もあり、今後、学校と連携を図りながら改善を図る必要があります。

第3章 他自治体での取り組み

1 他自治体での取り組み

学校プールに関しては、多くの自治体で、天候に影響されやすい授業形態、教職員の水泳に関する指導体制、施設の老朽化や維持管理など、本市と同様の課題があります。

いくつかの自治体では、これらの課題の解決に向けた取組が行われています。

(1) 全国の自治体の取り組み

① 公共プールの活用

■神奈川県海老名市（公共プールの活用）

施設の老朽化や安全対策のために、平成19年度から市内の屋内温水プールを利用して小中学校の水泳授業を試行しました。現在では全校の学校プールを廃止し、屋内温水プール施設で水泳の授業を実施しています。

■東京都墨田区（公共プールの活用）

学校プールの改築期間中、近隣の民間プールを借りて教職員が授業を行い、監視員は民間スタッフが担当しています。

② 民間プールの活用（水泳授業の業務委託）

■佐賀県伊万里市（民間プールの活用）

老朽化した2校のプールについて、近くの民間プールを活用して、学校プールを廃止しています。

■千葉県佐倉市（民間プールの活用・水泳授業委託）

平成25年度から、ファシリティマネジメントの一環として、小中学校にかかる維持管理費を抑える目的から、民間事業者が運営するスイミングスクールを活用した水泳授業を実施しています。

■石川県小松市（民間プールの活用・水泳授業委託）

屋内プール施設を使用することによる天候に影響されない水泳授業の実施、専門の指導員による効果的で安全な水泳指導に資することを目的として、体育科の授業における水泳指導等を委託しています。

③ 学校プールの共同利用

■茨城県下妻市（共同利用）

小中学校12校11プールを将来的に5プールに集約しています。

④ 学校プールヘインストラクター指導派遣（プールの維持管理業務含む）

■千葉県千葉市（民間プールの活用・水泳授業委託）

児童の泳力向上と教職員の負担軽減を目的とし、千葉市立小学校にインストラクターを派遣しています。

⑤ 新たな学校プール（温水）を設置し共同利用

■茨城県鹿嶋市（新たな温水プールの設置）

温水屋内プールを整備し、午前中は学校利用、それ以外を地域で利用しています。

⑥ プール授業の廃止

■静岡県沼津市（廃止）

中学校の水泳実技を廃止しています。

■愛知県大府市（廃止）

中学校の水泳実技を廃止しています。

⑦ 複数の取り組みを実施

■東京都葛飾区（公共プール及び民間プールの活用）

近年、雨天や猛暑等、天候の影響によって計画的な水泳指導が困難な状況にあることなどの理由から、令和2年度に水泳指導の充実を目的として区立スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プールを利用して、学校の水泳指導を行っていくという方針を打ち出しています。

■千葉県君津市（民間・地区・拠点校プールの共用化）

小学校は、地区プール・民間プール・拠点校での共用化を進め、中学校は理論学習へ移行しています。

■愛知県常滑市（市営温水プールなどの共用化）

小学校は市営温水プールや中学校プールへの共用化を経て全廃を計画しており中学校は計画的に整備を行う方針としています。

(2) 県内の自治体での取り組み

図表20 令和7年1月、埼玉県内63自治体を対象に実施した調査結果

項 目			実施自治体数	実施等率
学校プール施設と水泳授業に関する方針等の策定状況	策定済		11	18%
	策定中		12	19%
取組事例	授業民間委託の実施状況		36	57%
	移動方法	バス	35	
		徒歩	10	
	施設共同利用		9	14%
	移動方法	バス	5	
		徒歩	4	
	公営プール利用（公設民営含む）		9	14%
	移動方法	バス	4	
		徒歩	6	
	拠点校に温水プールを整備し共同利用（予定を含む）		2	3%
	水泳授業の廃止（中学生）		12	19%

※1つの自治体で重複があります。また、移動方法はバス・徒歩の重複があります。